

第27回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成21年6月25日（木）

場所：JICA竹橋本部 講堂

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫	ブリッジエーシアジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	財団法人 地球・人間環境フォーラム 主任研究員

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博(代理出席：中 佐々木 啓介)	財務省国際局開発企画官
小林 香(代理出席：中 村 祥)	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聡	JICA 企画部業務企画第二課課長
渡辺 泰介	JICA 審査部次長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
上條 哲也	JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

植嶋 卓巳	JICA 企画部次長
岡崎 克彦	JICA 審査部部長

午前9時32分 開会

開 会

○原科座長 おはようございます。今日はちょっと早い時間からですが、皆さん半分以上の方がおそろいですので、開始いたします。

本日は第27回になります。この問題はだいぶ整理できてきてまして、もう一息のところまで来ましたけれども、このことに関しましていろいろな学会活動もありまして、その成果の一端を今日、委員の方には準備いたしました。これは『計画行政』という雑誌ですが、日本計画行政学会という学会がございまして、私、今この学会の会長を務めておりますけれども、そこの研究専門部会で環境社会配慮の研究専門部会がございまして、この部会の代表は早稲田大学の村山武彦先生ですが、今、JICAの審査会の委員長をお願いしております。ということで、特にこの問題について議論して、その成果が掲載されております。昨年12月発行で、ちょうど新JICAができたころにできましたので、新JICAの動きに随分期待しているという内容になっておりますが、村山先生の書かれた「国際協力における環境社会配慮の運用と課題」とか、いろいろな論文がございまして、巻頭言は、JETROのアジア経済研究所の作本先生による「環境社会配慮専門部会の設置に向けて」というのがあります。ごらんいただくと、いろいろ具体的な統計分析が入ってまして、コンサルタントの臼井寛二さんによる「JICA環境社会配慮ガイドラインの導入による効

果分析」とか、現場の方から、コンサルタントの浦郷昭子さんとか、青木智男さん、池田研造さんの書かれた「実務者の立場から見た環境社会配慮の課題」、さらにもう1つございまして、満田夏花さん、現在我々の委員会のメンバーでございしますが、このときはまだメンバーではなかったと思いますけれども、「環境ガイドラインの課題——事例研究」ということで、具体的な事例も紹介していただいております。全体を見ていただくとよろしいのですが、これまでのJICAのいろいろな成果も評価しておられて、かなりいろいろな改善があったという評価もありますし、まだ問題点もある、ただこれからのガイドライン次第でそういった点もさらによくなるだろうというようなことが書かれておりますので。詳しいことはお読みいただきたいのですが、できたら今日でこの委員会は一区切りつけたいと思っておりますから、こういったことも参考に議論を進めていければと思っております。

では、若干まだ議論すべき課題が残っておりますけれども、最終段階に来たという気持ちで進めたいと思います。

その前に、これまでの議論に加えて、新しい状況が生まれたということで、先日、満田委員から御提案がございましたので、この件に関してどのように対応したらいいか、お考えをお示しいただければと思います。満田委員、どうぞ。

○満田委員 お時間をいただきましてありがとうございます。

前回、海外投融資の再開及びODAの鉱山開発の周辺インフラへの活用という事態を受けて、環境ガイドラインのこの議論の中でもその2つの動きを見据えた論点を出し、ガイドラインへの反映を検討させていただきたいというペーパーを提出させていただきました。

事務局及び委員の方々から、海外投融資についてはまだ再開の検討が決定された段階であるため、この委員会で議論をするのは時期尚早であろうという御意見をいただいたところですが、前回は時間切れでそのままになってしまったのですが、その後、提出した清水委員、私、それからJACSESの田辺さんの間でこの点に関しまして議論しまして、確かに事務局及び委員の方のおっしゃるとおり、検討段階でスキームがはっきりしないうちにこの点に関して議論をするのは若干難しいであろう。とはいうものの、この点に関しては、いよいよ再開となってスキームが見えてきたときに、この委員会はそのころには恐らく終了していると思うのですが、必要に応じて同じような場で議論させていただければと考えております。というわけで、海外投融資についての提案は撤回させていただきまして、私どもとしては、海外投融資のそもそも論的な話はまた別の場で必要な方々と議論さ

せていただければと考えております。

もう1つの鉱山の周辺インフラのODA活用については、ガイドラインのスキープのところちょっと含まれないかというような提案を考えておまして、それはまた後ほど、一通りガイドラインの現在の案の議論が終わった段階で少しお時間をいただいて議論させていただければと考えております。

○原科座長 それでは、そういった新しい状況に対する対応に関してはまだ推移するということもありますので、この委員会では当面は扱わないといいますか、むしろほかの機会にまた必要があればそういう場をつくっていただければと思います。ということで進めてまいります。

今おくれて来られた方にも説明します。『計画行政』という雑誌ですが、これは日本計画行政学会という学会の活動としてまとめたものでございます。ぜひごらんください。興味を持たれた方はぜひ購入もしていただきたいと思います。宣伝もしておきます。

議 題

(1) 新ガイドライン素案（第2版）について

○原科座長 それでは、本日の部分に参ります。

14ページのⅢ「環境社会配慮の手続き」、3.1「協力準備調査」でございます。

では、まず御説明いただきたいと思います。

○事務局（上條） 事務局の上條です。

26-1-1の14ページの真ん中あたりから見ていただきたいと思います。ここも以前議論させていただいたことをベースに修正してあります。修正してある部分は網かけの部分です。

まず3.1.1ですけれども、ここは「協力プログラム形成」と修正してあります。パラ1、パラ2も議論に基づいた修正をしてあります。

3.1.2「プロジェクト形成」のところですが、ここも網かけの部分、パラ1の前に括弧で入れている部分ですとか、パラ1のところ「この段階で」と言葉を入れたり、パラ4の前に括弧書きで「フィージビリティ調査の実施」という言葉を入れたり、パラ4の中に、ここに書いてあるような言葉を加えたりと。

15ページですけれども、パラ5も御提案いただいた言葉を入れています。パラ7、パ

ラ8は、既にここで提案いただいて議論した言葉を入れてあります。パラ12は、補完型調査というものをこの前のバージョンでは書いていたのですが、その部分をパラ12に集約しまして、16ページですけれども、ここに以前は「補完型」という説明を入れていたのですが、その部分をすべて消してあります。

また15ページのパラ12ですけれども、「補完型調査の場合」というのを、表現としましては、14ページに書いてあるパラ1とパラ2、ここはカテゴリ分類と情報公開をやるということですが、それをした後は、調査によってですけれども、パラ5からパラ10のところを必要に応じて行う。ですから、スコーピング案からつくるものであればパラ5からやるでしょうし、もうスコーピング案は済んでいるものであればパラ6以降からやるということです。

17ページですが、ここは「有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト」で、3.2.1は「環境レビュー」ですが、このパラ3は、議論させていただいた言葉を入れてあります。パラ3の最後の情報公開のところですが、「又は」以降を消してあります。そのため、「環境レビュー前に、最終報告書もしくはそれに相当する文書（いずれも入札関連情報を除く）についてウェブサイトで公開する」という表現にしてあります。このところは注書きで、また網かけになっていますけれども、「最終報告書になっていなくとも、環境社会配慮に関する情報を含む処方情報が全て含まれるものを公開することで、環境レビューを実施することがありうる点はFAQに記載する」という注を書いています。

18ページをめくっていただきまして、パラ2ですが、ここは翻訳版のことですが、これも、「相手国等の了解を前提に主要な文書の翻訳版を公開する」というのを加えています。

次に(2)の「カテゴリBプロジェクト」ですが、ここも議論を踏まえまして、パラ2に情報公開のことを書いてあります。

今度は19ページですけれども、(5)の「エンジニアリング・サービス借款」についても、この議論を踏まえてパラ1とパラ2を記載してあります。

20ページになりますが、3.2.2「モニタリング及びモニタリング結果の確認」、ここは前回も一定期間とは何かとかいう議論があったところですが、変更したところを言いますと、パラ2に「書面等の」という言葉を加えました。そして、パラ3で2行目のところを消したということです。あとはパラ5ですが、「環境社会配慮」の後に括弧書きで

「影響緩和策の実施」という言葉を加えました。

あと、前回、フォローアップということが議論になって、関係者で議論するということにしたのですが、ですからこの26-1-1には記載されていないのですが、調整した結果をお伝えしますと、パラ5の4行目に、今は「対応を要求することがある。さらに」と書いてあるのですが、その「要求することがある。」の後に言葉を足したいと思っています。その言葉を言いますと、「また、必要に応じ、JICAが自ら支援を実施することがある。」という言葉ここに足したいと思っています。その後、「さらに、合意文書に基づき」という言葉を続けたいと思っています。この文章は、相談させていただいて了解をいただいている言葉です。

○原科座長 相談というのは。

○事務局（上條） 高梨さんと相談しました。

21ページですが、パラ7も議論がありましたので、そのことを前提に「また」以下の文章を足してあります。8ですが、詳細設計調査を実施する場合ということここに記載してあります。

各スキームを統合して記載しましたので、3.3の「無償資金協力」の部分はすべて削除してあります。22ページから23ページの上の部分までがすべて削除されていて、3.3は「外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査」はそのまま生かしてあります。

3.4の「開発計画調査型技術協力」も生かしてあります。ただ、一部、3.4.2のところですが、ここは協力準備調査で修正した文言と同じ趣旨で表現を統一しているという趣旨で、3.4.2のパラ1の「十分な調査期間を確保し」ですとか、24ページの3.4.3に「十分な調査期間を確保し」ですとか、パラ3で「のTOR」の部分を削除したり、パラ4で「適用する」と言い切るとか、ここは表現を統一してあるという趣旨で、次の25ページのパラ6も同じような趣旨で直してあります。

25ページですが、3.4.4、ここの修正もすべて同じです。表現を統一するという趣旨で修正してあります。

26ページですが、3.4.5の「フォローアップ」は特に修正は入っておりません。

27ページですが、ここも「技術協力プロジェクト」の部分が統合されたことによって必要なくなりましたので、27ページ、28ページから29ページの頭まで削除し

てあります。

別紙も説明していいでしょうか。

○原科座長　そこでとめましょう。どうもありがとうございました。

今のようなことでⅢの部分を修正していただいております。いかがでしょうか。御質問、御意見はございますでしょうか。委員の方はございませんか。もしなければ、フロアから手が挙がっておりますので、どうぞ、フロアの方。

○一般参加者（田辺）　J A C S E S の田辺と申します。

モニタリング結果の情報公開、3. 2. 2の21ページの一番上の四角のpara 7ですが、改善はしていただいて、「第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する」という形になっていて、現在のガイドラインのレベルからは一歩前進されてはいるのですが、この部分はもともと中間報告書では完全に公開するという形になっておりますし、他のMDBsで公開されているところもある中で、特に大規模なプロジェクトで相手国がモニタリング公開をしないという決定をした場合に、最後まで全く何も出ないという状況になってしまうのではないかと。そういった事態が生じる可能性がある中で相手国に公開・非公開を完全に任せてしまうという状態でいいのかという疑問はあり、やはりこの部分は中間報告書どおりにすべきではないかと思っております。

○原科座長　中間報告書の記述箇所を紹介してください。

○一般参加者（田辺）　中間報告書29ページの4. 5. 5「実施段階の情報公開」の真ん中ぐらいにあります。

○原科座長　4. 5. 5「実施段階の情報公開」の2つ目のパラグラフかな。「相手国政府等が行うモニタリング結果についても、新JICAは入手後速やかに公開するものとする。これは、モニタリングを今後強化してゆくという、新JICAの方針に沿うものである」、「新JICAが実施するモニタリング結果の確認結果についても、何らかの方法で公開するものとする。具体的な公開の内容・タイミングについてはさらなる検討を要する」。関連して言いますと、「また、新JICAは、モニタリング結果以外の意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書についても、入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書を公開する」という、この部分ですね。

いかがでしょう。委員の方、御意見ございますか。今のフロアの方からの御指摘に対して御意見ございますでしょうか。

今のガイドラインの案では、「相手国等で一般に公開されている範囲で」ですから、こ

れは国によって事情が違うので、ひょっとしたら十分な公開がないまま行ってしまうかもしれないおそれがあるということですね。

○千吉良委員 今回の御質問の意味は、相手国で公開されていないなくても公開するという意味なのかどうかというのをもう一度確認したいのと、JICAさんの方でこういった文案にされた背景を御説明いただくというのが先にありきかなと思います。

○一般参加者（田辺） 例えばADBでは、モニタリング公開というのが融資の条件となっておりまして、もともとこれをEIAと同様に公開することが融資を受けるための前提となるということになると思います。なので、現地で公開されていないなくてもJICAが公開するという事態は想定されないのではないかと思います。

○原科座長 そういう事態が想定されないのなら、これでいいということになるのではないですか。現地で公開されていないという事態は想定されないとおっしゃったので。それであれば、これでいいのではないですか。

○一般参加者（田辺） つまり、JICAがガイドラインの中にモニタリング報告書を公開するという規定を設けた場合、現地で公開されていないとJICAのみが公開するという事態はなく、現地でも公開されますし、JICAでも公開されるという形になる。

○中山委員 逆に両方とも公開しなくなるのではないかとか、そっちの方が心配ですよ。言い方を間違えました。情報公開ですから、モニタリングをしなくなるのではないですかね。そういう心配はないでしょうかね。

○原科座長 それはどうでしょう。モニタリングは公開を前提というのが普通の考えだと思いますけれども。余り公開、公開と言うと、モニタリングをしなくなるおそれがありますか。ここら辺はいかがでしょう。

ちょうど環境省の環境影響評価法の見直しのための準備をしておりますけれども、今度は第10回です。この前、第9回が終わって。それまでの議論におきましても、やはり事後調査のことが出まして、これに関してはほとんどの委員が必要性を認めておられたので、国内のアセスメントの制度の議論の中では、公開は当然だという感じは持ちます。ただ、国によっていろいろな事情があるということもあると思いますので、ここら辺にどう対応するかだと思います。いかがでしょうか。

では、JICAの御担当から御説明いただいた方がよろしいと思います。つまり、中間報告では「速やかに公開する」という記述ですけれども、一応制限をつけた格好になりますので、そこら辺がちょっと気になるということがありますね。

○事務局（上條） もちろん、中間報告をいただいて、これは何度も説明してはいますが、その趣旨に沿ってできる限りのことを努力させていただいたということですが、一方、現実的な対応というのでも考えなければいけません。今の田辺さんのような御指摘を受けることもあるかもしれませんが、ガイドラインに書くことすべての案件が対象になってしまいますので、それでカバーできない部分はあるかもしれません。やはりこのガイドラインで出させていただいたこの文章が現実的なレベルで、それ以上もし何か起きた場合は、それは個々に対応するのであろうという想定はしています。

○原科座長 ただ、「相手国等で一般に公開されている範囲で」という部分が入ると、何か消極的な感じを受けなくはないですね。

○事務局（上條） それは、現実というのでしょうか、すべての国でE I A報告書をつくる場所まではみんなやっていると思うのです。おそらくかなり一般的な業務になっていると思うのです。ただ、モニタリングを各国でどこまでちゃんとやっているのかというのは、国によってもさまざまな状況があると思います。ですから、E I A報告書を公開するということはガイドラインで言っているわけですが、まださまざまな事例もあると思いますし、例えば、今、先生も研修でやっていらっしゃる研修生なんかも来ていまして、そういうところでの事例なんかも聞きますけれども、モニタリングレポートを出しているのですかと聞くと、出していますという国もありますけれども、そうではない国もあるというのが現実ですので、現実を踏まえた記載にさせていただいたということです。ただ、もちろんこの中間報告の趣旨は理解していますので、なるべく公開に向けた努力はしたいと思っております。

○原科座長 そうすると、「入手後速やかに」という表現でも対応できるような感じがしました。つまり入手しなければ公開できないわけですから。事情によって国が扱いにくい場合には我々は入手できないということもあり得るのですかね。それはないですか。公開できないけれども入手はできる。

○事務局（杉本） ええ。

あと、前の個別の議題のときにも挙がっていたのですが、タイミングと内容ということもあるかなと思っております、特に途上国ですと物事を決めていくのにやはり時間もかかりますし、調整もいろいろと必要になってくる。縦割り行政の場合も多くて横の調整に時間がかかる場合もございますので、必ずしもそこで定期的に、例えば我々が情報をもらっていたとしても、それが最終結論かということ、まだ調整中ということで、その場

で情報をディスクローズするのはその状況から見て必ずしも適当かどうかということで、先ほど田辺さんからADBの御紹介がありましたけれども、その一方では、現状ではありますけれども、世銀などの場合ですとそこは微妙なところもあるということで、ADBはホームページでカテゴリ特Aみたいな案件を中心にレポートを公開している反面、世銀は案件承諾までの情報はほとんどディスクローズしているけれども、モニタリング段階のものについてはウェブ上での公開はされていない。多分個別対応等々でやられているのではないかと。これは勝手な想像なのですけれども。

○原科座長 ウェブ上の公開は少しきっちりしなければいけないと思います。だから、むしろ審査会を活用していただいて、審査会にきちんと情報提供して、そこで吟味するということになればいいわけですね。そのようなことになりますか。ウェブ公開まではいかなければいけれども、当然審査会には報告されるでしょう。そういう理解でよろしいですか。

○事務局（上條） 審査会の議論とはここはリンクしないで議論したいと思っているのですけれども。審査会はまた審査会の議論があると思うのですが。

○原科座長 ですけれども、今の公開に関しては、私、審査会の機能はそれがあるということも言っていますが、ウェブですぐに公開するのではなくて、審査会の中できちんと専門家がチェックすることによってワンクッション置けるところが非常にメリットなのです。だから、まさにそういう機能があるということであればこの表現でもいいですけれども、それがなかったら、結局、きちんとした対応ができていいのかということになってしまいますよ、このままだと。

カントリーシステムの問題が議論に出ましたけれども、この場合、まさにフィリング・ギャップなのです。我々のスタンダードに合わなければギャップを埋めるのですよ。だから、フィリング・ギャップのためのアクションをとらなければいけないです。モニタリング結果にはいろいろ誤差があったりして逆にまずい場合もあるかもしれないです。だから、それはデータの確認のために専門家のところでチェックすることが必要だと思いますから、そのときにJICAの関与がないとまずいでしょう。しかもそれはできるだけ透明性高くやってもらいたいわけですから、審査会と言ったのです。

○事務局（渡辺） 一般に公開されていない情報でも、必要があれば、これは相手国に任せるということではなくて、基本的にはできるだけ公開を働きかけていくという中で、ただし、やはり相手国も情報を公開することを了解しているものは出していこうということになりますので、その了解が得られれば審査会に出していけるものという考えになるかと

思います。

○原科座長 審査会にも出していけるといえるのか、JICAが入手すれば、それは審査会に出てくると考えていいのではないですか。外部の助言を受けるのですから。

○事務局（渡辺） 今申し上げましたのは、入手したものを相手国が了解することなしに勝手に公開するわけにはいかないと考えているということで、ここは少なくとも相手国の了解を得て出していこうという考え方でございます。

○原科座長 では、これは表現を変えて、「相手国の了解を得た上で」とか、そういう表現の方がいいのではないですか。「一般に公開されている範囲」というと、何かすごく制約が強いような感じを受けるのです。了解を得ればというのは、今、渡辺さんがおっしゃったように、ケース・バイ・ケースで情報が公開される可能性が出るわけでしょう。相手が了解してくれれば。

○事務局（渡辺） ここで書き分けていますのは、相手国で既に一般公開されているものは既に相手国で情報公開が了解されているものですので、そういうものはウェブサイト公開でいいだろう。それ以外でも、相手国が了解したようなものはケース・バイ・ケースで公開があるという考え方でおります。

○原科座長 そのケース・バイ・ケースというのは、「また」以下の次の行の表現がそのことを意味しているのではないですか。「第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する」。あわせて見ていただくと対応できるということですね。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、皆さん御理解いただいたということで、この形でいきます。よろしいですね。

それでは先へ参ります。ほかにごございますでしょうか。

○満田委員 非常に小さなコメントなのですが、20ページの3. 2. 2のpara 5です。

「JICAは、環境社会配慮（影響緩和策の実施）に関し事態の改善が必要であるとJICAが判断した場合には」というところで、これは恐らく前回の議論を踏まえて入れたと思うのですが、こうして見ると、この括弧内が必要なのだろうかという気持ちになりました。要は、確かにここで必要な環境社会配慮というのは影響緩和策の実施がメインなのだろうと私も思っているのですが、とはいうものの、影響緩和策の実施にとどまらず、例えば詳細設計段階でさらなる調査が必要なケースもあろうかと思えますし、ここで限定的に「影響緩和策の実施」と括弧内で説明しなくてもいいのかなと。前回、この環境社会配慮というものが漠然としているという指摘があったように記憶しているのですが、必要であ

れば、こちら辺はFAQで対応した方がガイドラインの文言上はいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○原科座長 括弧内の記述は取って、「環境社会配慮に関し事態の改善が」云々という表現でいいのではないかと。「影響緩和策の実施」と書くと中身が限定されてしまうということでしょうか。

これはいかがでしょう。

○事務局（上條） これは2回ぐらい前だったと思うのですがけれども、具体的に何だという御指摘があったので、今回、モニタリング段階であれば、当然ミティゲーションがあって、それが実施されるということですから、そのことを括弧書きで書いたのです。ただ、これだと限定してしまうということであれば、もとに戻して「環境社会配慮に関し」とさせていただきますと思います。

○事務局（天田） ここは高見委員から御指摘があったところということになっておりまして、今、上條が申し上げましたように、私どものもともとの案は「環境社会配慮に関し」でございますので、FAQなりで詳細を記載するということがよろしいようであれば、そうさせていただくことで我々としては構いません。

○原科座長 では、そういうことであれば、もともとのJICAの原案に基づかせていただきます。高見委員もよろしいですか。では、そういたしましょう。

ほかにございますでしょうか。

○高梨委員 私ども、整理の意味で全般的に事務局と協議させていただきまして、特に業務フローとの関係で大分整理していただいて、TOR等を直していただいたり、それから、一番私どもが気にしていました十分な調査期間を確保する云々ということも大分入れていただきました。それから、「フォローアップ」というのは用語が違うということでしたけれども、モニタリングの方でしっかり入れていただいて、JICAさんとしても対応する場合は当然ありますということで入れていただいたので、ここはよりよく改善していただいたと思っています。

○原科座長 この前、「フォローアップ」の用語に少しこだわったというか検討しましたがけれども、このようなことがよろしいですか。——それでは、そのようなことにいたしましょう。

Ⅲの部分は整理していただいて、21ページから22ページのところも省略できるようになりましたので、ガイドラインは大分見やすくなったと思います。そういう点でも

大分改善されたと思います。

Ⅲの部分は、ほかにはいかがでしょうか。——よろしいですか。

では、ざっと行きましょう。3. 1「協力準備調査」はよろしいですか。3. 2「有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト」はよろしいですか。3. 3は「外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査」はこのとおりで、3. 4「開発計画調査型技術協力」もよろしいでしょうか。3. 5はなくなってしまったのかな。番号が飛んだのですか。3. 5は外したのですでしたっけ。3. 6は削除、ほかにもまとめて記述と。3. 5はどうでしたっけ。これは飛んでいますね。

○事務局（上條） 削除するものがあって番号が繰り上がったのです。無償と技術協力の2つがなくなったので、その2つ分繰り上がって、1個ずれてしまっています。

○原科座長 では、3. 4までの整理ですね。

それでは、そのようなことでⅢのところはよろしいでしょうか。

それでは、これで区切りをつけさせていただきまして、次は別紙に参りたいと思います。それでは、御説明をお願いいたします。

○事務局（上條） 29ページですけれども、ここも修正した部分を御説明します。

29ページは第1案からの修正は特にございません。

30ページも第1案からの修正は特にございません。

31ページの一番上ですけれども、パラ2ですが、「商業伐採を伴うプロジェクトでは」という部分を消してあります。あとは特に修正はありません。

32ページですけれども、ここは「モニタリング」のところの表現ぶりをちょっと強めた表現としてあります。パラ1、パラ3、パラ4の最後のところの表現ぶりです。「望ましい」ではないということで、表現をちょっと強めています。

あと、「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書」を別紙2に持ってきたということです。

32ページから33ページは特に修正はありません。

34ページですけれども、別紙の番号が1つずつ繰り下がりましたので、34ページの中段ですが、別紙の番号が3になりました。ここも番号を変えただけで、内容の修正はありません。

35ページですけれども、ここも「スクリーニング様式」の番号が別紙4になりました。それ以外は特に修正はありません。

36 ページも修正はありません。

37 ページもございません。

38 ページもございません。

39 ページもございません。

40 ページもございません。

以上です。

○原科座長 それでは、別紙の部分で御意見をいただきたいと思います。

○清水委員 32 ページの別紙1の「モニタリング」ですけれども、パラ3で「公表されるよう努めなければならない」という修文をしていただき、よかったと思っているのですが、別紙1はすべて主語がプロジェクト実施主体になっておりますので、「公表されるよう」ではなくて「公表するよう」の方がすっきりするのではないかと思います。

○原科座長 「されるよう」を「するよう」ですか。

○清水委員 はい。

○原科座長 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない」。いかがでしょうか。

○清水委員 「モニタリング結果」が主語なのですね。

○原科座長 「結果を」にしますか。

○清水委員 そうですね。「モニタリング結果を」にする。セットですね。

○原科座長 「は」なら「される」でいいよね。どうですか。

○清水委員 「モニタリング結果は……されるよう努めなければならない」というのは、ちょっと日本語として気持ち悪いと思いますので。

○原科座長 では、「モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない」と、「を」と「する」にしましょうか。日本語を変えますね。「モニタリング結果を……公表するよう」といたしましょう。よろしいでしょうか。——異議なしということで、このように変えます。

ほかにございますでしょうか。

○高見委員（代理：佐々木） 今のところなのですが、現地政府なりプロジェクト実施主体なりが主語だと思ったときに、「モニタリング結果を……公表するよう努めなければならない」の「努める」というのは、この場合どのように理解すべきでしょうか。

○原科座長 「努める」の意味。

○高見委員（代理：佐々木） はい。先ほどとの関係もあると思うのですが、モニタリング結果を相手国政府が公表している場合もしていない場合もありますね、それが現実ですよということだとは思いますが、といいながら、ここは主語は現地政府なのですといったときに、現地政府が公表するよう努めなければならないと書くことにどれほどの意味があるのかという気がするのですけれども。

○原科座長 そうすると、これはもっと文章を変えると、「現地政府は、モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない」ということになりますね。そういうのは余り意味がないと。

○高見委員（代理：佐々木） 先ほどの議論との整合性からすると、現地政府はモニタリング結果を公開している場合もしていない場合もあります、それが現実だということであれば、そこを努めるというのは、やっている政府もやっていない政府もあって、やっていない政府は頑張れということを書いていることになると思うのですけれども、それは具体的には何を意味するのでしょうか。個別のプロジェクトに関して相手国政府が対応するということはあり得ないのではないかという気がして。

○原科座長 それはどうですか。カントリーシステムの話では、フィリング・ギャップというのはまさにそこなのです。こちらの標準に合わない場合はなるべくギャップを埋めてもらうということなのです。努めてもらうのです。それは政府の対応によると思いますけれども、ケース・バイ・ケースでそういう努力をしてもらうということですね、JICAとしては。それを支援するわけですから。JICAとしては、できるだけオープンにしてくれと、そういうアクセスをするわけです。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 別紙1全体は、6ページの1. 6の「相手国等に求める要件」にすべからくリンクしていると思うのです。つまり、ここでは、相手国に対して別紙1をやるようにと。特に重要なのがパラ2で、「JICAは……別紙1に示す要件を相手国等に求め確認する」ということで、これはあくまでJICAのガイドラインなのですが、JICA側が、別紙1に照らして、相手国にこれをやってくださいねと言って、やっていることを確認するというたてつけだと思うのです。ですから、私は、日本語的には、今のところが主語がないことに何となく気持ち悪さを感じているのですが、理屈上は、別紙1は、主語を書か書かないかはおいて、おおむね相手国がやるべきことが書いてあって、それをJICAが確認するということになっているので、理屈は通っているのではないかと思うのですが、

どうでしょうか。

○清水委員 私は、今の高見委員の代理の佐々木さんがおっしゃったことは、8ページ目の「環境社会配慮プロセス」の2. 1「情報の公開」のパラ6に「JICAは、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける」と書いてありますので、恐らくモニタリングの公開につきましても、JICAが公開を促し、相手国が努力するということがセットなのだろうと考えておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○原科座長 そういうことだと思います。

○事務局（天田） おっしゃるとおりでございます。まず、先ほども御議論がございましたように、すべて一律に先方政府の方で情報公開できているかということ、それは国のシステムの問題があると思います。一方で、目指す方向として、できるだけ情報公開を進めるということがございますので、JICAとしてはそれを先方政府に懇請し、先方政府としても努力いただくということが別紙1に記載されているというような形になっているということでございます。

○原科座長 だから、今御説明のように、別紙1は「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」ということで、相手にやっていただきたいということで、JICAの活動としては支援ですから、そのようなことで、できるだけJICAの考えているあるべき姿に持って行っていただきたいと、そういう支援ですね。それがJICAとしての仕事だということだと思います。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○満田委員 これは前回コメントし損ねてしまったので、後出しっぽい感じになるかもしれないのですが、36ページの左から2つ目の列の2-4から2-6にかけての現行JICAのスクリーニングフォームに関して、これは協力準備調査をやるということもありますし、ここまで詳細な記述は必要がないので、すっきりと削除されたということだったと思います。提案なのですが、確かにスクリーニングフォームの段階でここまで詳細に聞くかどうかというのはあると思うのですが、とはいうものの、代替案の検討内容ですとか要請前のステークホルダー協議についてはこの段階でも知っておいていい話なのかなと考えておまして、復活させたらいかがでしょうかという提案でございます。

○原科座長 2-6は2-4に入っていますね。

○事務局（上條） 項目2にまとめてあります。

- 原科座長 項目2に入っています。
- 満田委員 失礼しました。それでは結構です。
- 原科座長 番号がずれているのですね。
- 事務局（上條） そうです。整理はしているのですけれども。
- 原科座長 基本的には現行のガイドラインのものを踏襲しようということですね。それで整理はしましたけれども、おっしゃるとおりで、事前にはやはりこういう情報が必要だということ。
- 満田委員 済みません、見落としておりました。
- 原科座長 ただ、項目を細かく分けて書いていただくかどうかという形式の問題はあるのかな。項目2の2-1はどこへ行きましたか。
- 事務局（上條） これはセクターをマークしていただかなくても、案件を見ればわかるということで、そういう趣旨で取っております。
- 原科座長 これはいいですか。
- 満田委員 結構です。
- 原科座長 よろしいですね。2-1、2-2もいいと。
ほかに何かございますでしょうか。
- 清水委員 ガイドラインの文言と直接結びつくところではないのですけれども、スクリーニングのところでは1つ、運用上の問題で質問させてください。
- 原科座長 今のところですか。
- 清水委員 今のところに関連するのですけれども、済みません、文言とは直接関係ないのですけれども、運用の部分で1点確認させていただきたいのです。
スクリーニングのタイミングとして、民間提案型のものが先日発表されたと思うのですが——民間提案型の、相手国に要請してもらい、済みません、正式な名前は覚えていないのですけれども、民間企業が提案し、それをJICAが受け、その事業を相手国政府に提案してもらおうというスキームがあったかと思えますけれども、これのスクリーニングのタイミングはいつになるのでしょうか。本来であれば相手国政府が要請してからということになるのでしょうか。その前に既にJICAとして検討して、JICAとして相手国政府に要請してくださいという形で言ったのに、後から環境レビューではねるといことはしにくいと思うのです。なので、完璧な環境レビューというのは難しいかもしれないのですけれども、少なくともスクリーニングを、相手国政府に要請してもらった前の

段階で、民間企業から提案があった段階でこのフォームを出してもらって、情報公開するという方がいいのではないかと思いますけれども、その辺は運用上はどうするおつもりなのでしょうか。

○原科座長 今回の民間提案型のもがあったというのは、どういう名前のものですか。

○事務局（天田） おっしゃられたのは、昨年4月か5月に日本政府から発表いただきました、民間連携をどのようにやっていくかという枠組みだと思います。やや不正確なところがございましたら申しわけございませんが、私の知っている範囲で申し上げさせていただきます。民間の企業さんから、どういう形で官民連携を進めていく案件があるかというところで御提案いただき、政府3省、JICAも技術的に当然入らせていただいていますけれども、検討させていただいた上で、官民連携として進めるということで適当な案件があれば、3省でそういった方向での一つの御判断をいただき、先方政府に伝え、そうしますと、この後、恐らく物理的に事業を行うといたしますと、調査を実施する必要性が生じます。その段階で協力準備調査を実施するということになりまして、協力準備調査の中で環境社会配慮の検討が行われていくことになりまして、環境社会配慮を適切に行わないような状況において事業に対してコミットメントなりが進むということではないと認識しております。

○清水委員 ありがとうございます。

ここで確認したかったのは、日本政府あるいはJICAとして相手国政府に要請してもらおうという中で、そういった事業について後で協力準備調査をやる、あるいはやった後の段階になって、この事業はやはり環境社会上非常に危険かもしれないとなったときに、JICAとしてこの支援の中断をする、あるいはもうちょっと見た方が影響するという判断は難しいと思ったのです。そういうことであれば、できるだけ早期の段階の情報公開でありますとか、環境面を見ていくということが重要なのではないかと思いますので、このガイドラインに書くとかいうことではないとは思いますが、運用上その部分については留意していただきたいと思います。

○事務局（天田） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、できるだけ早期の段階で環境社会配慮面も検討しながら事業について検討していくことが必要だと考えてございますが、そもそも協力準備調査自体が必ずしも先方政府からの要請に基づくものではなく、こういった案件を実施することが適切かということもJICAで検討いたしまして、必要に応じ日本政府とも御相談させていただ

て、調査を行って、その上で、その案件をどのように進めていくかということをして J I C A として検討し、また政府としてはその上で御判断いただくということになってまいりますので、協力準備調査なりを実施することが案件に対してコミットをしたことにはなりませんし、当然、協力準備調査の中で——逆に、調査がございませんと、環境社会配慮といいますが、実態をわからずに考えることになってしまいますので、これは多分この委員会の初期のころからあった議論ではないかなと思いますけれども、協力準備調査の中で適切な環境社会配慮を検討し、当然やる前にも、どういう面に配慮が必要かということは考えてやっていくわけですが、その上で個別の案件の支援の是非について検討することをございます。

○原科座長 その件をぜひ先方政府によく理解していただかないと、誤解してしまうとまずいですね。国によっては、調査が始まったらもうゴーだと思ってしまうかもしれないですね。ですから、きちんと、意思決定はまだこれからだということとその都度確認してください。

よろしいでしょうか。

○中委員 今の議論は去年4月に日本政府が発表された官民連携に関連した話と思うのですが、民間から官民連携を提案するにあたってはスピード感を重要視します。J I C A さんがおっしゃったように、このスキームは民間から官民連携を提案し、日本政府の御検討結果官民連携案件として相応しければ、先方政府に御推薦していただけるというスキームだったと思います。J I C A さんがおっしゃられたような観点で、協力準備調査の段階や、その前の段階においても、環境社会配慮は当然する必要があると思っておりますが、スピード感というか迅速性という面も御考慮いただき進めていただけると、民間としても提案しやすくなると思っております。今の議論に対して付言することは無いのですが、一言、迅速性の件は言わせていただきたいと思いますと言言させていただきました。

○原科座長 意思決定は間をあげないで順次着実にやっていただくということですかね。そのためには、しっかりした協力準備調査をやって、判断をしていただくことになると思っております。

別紙のところですが、ほかにございますでしょうか。

フロアからもございましたら。委員の方は大体意見を出していただいたようでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、一通り第1ラウンドを終わりました。これでさっと見たということで、あと

はこれまでの議論で残されたものを再度検討することにいたしましょう。

若干宿題があったかと思えますけれども、事務局から御説明いただいた方がいいのかな。どうしましょう。もとへ戻って再度チェックしましょう。

では、審査諮問機関、これが私の一番の懸案事項なので、これに戻らせていただきたいのですが、よろしいですか。

○事務局（天田） 満田委員のところはどうされますか。冒頭にあった部分で、一通りやったところで御議論とおっしゃったところですが。

○原科座長 では、満田委員からあれば、そちらをやりましょう。

○満田委員 順番の話なのですが、こちらとしては用意できている？——では、先にどうぞ。

○原科座長 審査会のところですが、この前いろいろ議論しまして、私は別案の方がいいのではないかと改めて再度申し上げたのですが、まず「定義」のところは1つありますね。1. 3. 4ページ。今、「審査諮問機関」という表現を「環境社会配慮助言委員会」に変えましたけれども、私としましては、「審査諮問機関」と、これは機能を示しておりますので、その表現は残した方がいいと思います。「審査諮問機関」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う機関のことをいう」。定義はこのままでいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中山委員 機能といえば、審査というのは助言ということが実態なので、「助言」でもいいかと思うのですが、今まで「審査会」という名前があるので私もこだわらないのですが、やっていることは助言だと思うので、その辺はほかの委員の方の意見も聞きたいのですが。

○原科座長 だから、もともとそういう表現になっていまして、「審査諮問機関」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う機関のことをいう」と書いてあり、明確にそうなっておりますので、これを直す必要はないのではないかと思います。むしろ「審査会」という表現が誤解を招くかもしれない。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（村山） 早稲田大学の村山と申します。現行のガイドラインの審査会でかかわっておりますので、委員の方々の議論の材料になればと思ひまして、きょうは1枚資料をお持ちしました。こちらの委員会はまだ30回近く議論を進めていらっしゃるということに敬意を表しております。我々の方もこれと並行して議論をしているのですが、これ

までやってきたことを少し整理させていただきました。

まず（１）のところで「手続き的な状況」ということでまとめていますけれども、現在は審査諮問機関ということで、諮問を受け答申を出すという形で進めています。実際には、担当理事名で諮問を受けた後、案件の説明会を開いております。これは審査会の外でやっています。その間、２週間かけて委員からコメントを出してもらって、JICAあるいは調査団からの回答を受ける。これに関して審査会の中で協議するというのをやっております。これを受けて最終的に答申案をまとめるという形で進めて、最後に担当理事あてに答申を出すという形で進めているかと思えます。

実際、最初と最後の諮問と答申というのは形式的で、これは紙のやりとりをしているだけにすぎません。案件の説明会と審査会の協議というところが実質的なところになるかと思えますが、最終的に答申案の作成をする段階で、委員の間の意見というのは１週間か２週間ぐらいでまとまるのがほとんどだと思っています。ただ、中には数カ月かかって最終的に答申がまとまるというものも実際にありました。私が感じているのは、この時間かかっているのは、委員の方々の意見がまとまる時間というよりも、そのまとまったものが最終的に答申になるところに結構時間がかかっているということです。具体的には事務局との間の議論がかなりの部分を占めているかと思っています。私自身は、第三者の機関ということでJICAとは全く違う立場で意見を出すということであってもいいとは思っているのですが、一方で、全く違う意見を出すのもおかしいということで、できるだけ調整していくつもりではいるのですけれども、なかなか調整がつかないものの中にはあって、それが結果的に時間をかけている要因かなと思っています。そのような形でプロセスが進んでいるというのが１つです。

それから、主な答申の内容ですが、先ほどもありましたように、基本的には助言が多くを占めています。ただ、中には④のように、不確実な状況を伴う案件についてはより踏み込んだ提言をする場合もあります。そういう意味で、助言が基本ではありますけれども、それだけではないというのも、これまでやってきた経験では言えるかなと思っています。

こういったことを受けて、今後の機関のあり方ということで下にまとめさせていただきましたけれども、ガイドラインの中ではあくまで位置づけを明確にするという程度であろうと。実務面ではガイドラインの内容を受けた運用がやはり重要だと思いますので、「諮問」、「答申」という言葉、確かに紙のやりとりということはありますけれども、余りこだわる必要はないのかなと。むしろ、いろいろな諮問・答申のやり方があると思いますの

で、その点については柔軟に考えてもよいのではないかと。実際に今も紙のやりとりにはすぎませんので、そういう意味では柔軟な考え方があるだろうと思っています。

それから、第2版では「助言」という形になっているのですが、私はこれにはちょっと違和感を覚えたところがあります。一番下に挙げましたように、これまでも「審査諮問機関」、これには **Review** と **Advisory** という言葉が入っているわけですが、やはり両方の側面があるのだらうと思っています。実際、今の審査部も **Review** という名称が英語で使われていますし、**Advisory** という言葉だけ、「助言」という言葉だけにしてしまうと、ほかの支援委員会との区別もなかなかつきにくくなるかなという気がしておりますので、ぜひこのあたりを材料としていただいて議論を深めていただければと思っています。

○原科座長 ありがとうございます。

今、審査諮問機関のことに關しまして、審査会の委員長をやっておられる村山先生から御説明がございまして、実際、諮問・答申という形をとってもそれほど時間に大きな影響を与えていないと。それはそのとおりだと思います。

「諮問」、「答申」という表現はちょっとかた苦しいような感じがするので私も気にはなるのですけれども、ファンクションは、要するに明確に記録を残すということです。これが一番大事なことで、議事録だけでは、結論的にどういう助言を行ったかわからなくなってしまうのです。ということで、こういった委員会形式の場合には必ず報告書という形を設けます。答申というのは報告書ほど大げさではありませんけれども、議論の結果こういう助言を行ったということが文書として残らなければいけないということだと思います。それを通常は諮問・答申という形にしておりますので、それをここでも使っております。雰囲気としてはかた苦しいのですけれども、ファンクションのところですね、記録をしっかり残す。このことが極めて重要なことございまして、昨日、国会で公文書管理法が成立しました。けさも報道されておりますけれども、これに關しましては計画行政学会でも別の研究専門部会をつくりまして、行政手続研究専門部会というところでも研究しております、その成果も別の雑誌に掲載しております。最新号に載せたのですけれども。そのような学会からの提案もしまして、私も朝日新聞の「私の視点」に意見を出しまして、いろいろな形で学会からもインプットしました。結果は、与党と野党が修正協議をしまして、やはりしっかりしたものをつくらうと。これはどういうことかということ、政府の説明責任ということの基礎なわけですから、どのようなことを議論して、どのような成果が出たか、そういうプロセスをきちんと記録することがこの法律で規定されました。

ということで、これは 2011 年から施行になりますので、その辺をにらみますと、私は、現在ある仕組みというのは大変重要で、諮問・答申という形をとることによって今言った法の要件にもかなうわけです。せっかく今あるわけですから、これはそのまま残した方がいいと思います。「審査諮問機関」というのは、そういう意味でファンクションをはっきり示していると思うのです。

私、思い出しますと、現在のガイドラインをつくる委員会の議論におきまして、当初、私は「審査会」という言葉をかなり使っていたのですが、むしろ J I C A の御担当の方から、機能は諮問なのだから「審査会」という表現は誤解を招く、「審査諮問機関」という表現にしてくれと強く言われまして、それで「審査諮問機関」という表現にしたようなことがありますので、その意味でも、ファンクションを示すものとしては「審査諮問機関」という表現の方がいいと思います。そういった議論を経てつくった定義でございますので、私としてはこれは踏襲していただきたいと思います。ですから、4 ページの 13 番は、現行では 12 番になりますけれども、この表現でよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○堀田委員 私は、ガイドラインの案で規定されている定義はこのままでよろしいのではないかと。つまり、「協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う」委員会又は機関というものがあるべきであると。それについては賛成ですし、今、原科座長がおっしゃいました、そういった機関の判断というものをある程度 1 つにまとめて、それを公開して、その公開された判断に対してどのような対応がなされたかということも見えやすくしておくというような、そういう機能が必要であるということにも賛成しております。

そういった機能が発揮されるのであれば、個人的には名称についてはそれほど強い意見はないのですが、一方で、諮問・答申という形式をとるか、あるいは助言をまとめるか、どう呼ぶかは別にしましても、この機関あるいは委員会を「審査諮問機関」と呼ぶか、あるいは「助言委員会」と呼ぶかというよりは、むしろ、その後の実質的な審議を行う場を「環境社会配慮審査会」と呼んでいることについて私は違和感を感じます。

○原科座長 小林委員、どうぞ。

○小林委員（代理：中村） 私、環境省環境協力室の中村と申しまして、本日は小林の代理で発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

今の堀田委員の御意見に小林も基本的には賛成というか、非常に近い形で考えておりま

す。

まずこの定義の部分に関して、実態として、最終的に「審査会」でも「助言委員会」でも、その機関の意見がある程度まとまった形で出るのが環境影響評価の観点から必要な機能なのかなと考えておりました、実際の名称がどういった形になるかというところは、その機能がちゃんと果されることが保障されるのであれば、最終的には必ずしも拘るところではないと思うのです。

あとは、そんなに強い意見ではないのですが、現行がこうなっている上で、かつ定義の本体部分の文章の変更がないまま、ただ名称だけを変えるということが——もちろん、旧 J I C A のガイドライン、実際には旧 J B I C の方にはないとか、そういったところはあるかと思うのですが、そこの文言だけを変えるということが、後で判断されるときに、なぜそこだけ変えたのかというところがある程度説明がつく形でない、この委員会に深くかかわっていない方がごらんになったときに誤解される可能性があるなという個人的な見解は多少持っている、とのことでした。

○原科座長 ありがとうございます。

千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 私は、助言か諮問かという議論とちょっと離れているのですが、もともとこの審査諮問委員会というのは審査が諮問する機関ですという説明を受けているのですけれども、そういう意味の審査だと聞いています。旧 J I C A における審査というのは上流部分の審査だったと思うのですけれども、新 J I C A においては、いわゆる確認という川下の部分があって、これは本当に同じ部署がやっているのだろうかというのは私もわからないのですが、要はどっちが審査なのかというふうに思うのです。これは上流からかかわる委員会になるので、そういう意味では、「審査諮問機関」と言ってしまうと、もし確認の部分だけを「審査」と呼ぶのであればミスリーディングになるのではないかなと思っています。

それから英語の名称ですけれども、**Environmental and Social Considerations Review** とありますけれども、いわゆる「環境レビュー」と日本語で言っているものは下流部分の確認のことを言っていると思いますので、そういう意味ではこの英語の名称も見直しをする必要があるのかなと思っています。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

では、フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

J I C A に 1 点確認したいのですが、今回の文案の中で「諮問」という言葉が取れていて、これは現在の審査諮問機関の諮問・答申というスタイルを変更したいという意図があって「諮問」という言葉を取られているのか、それとも特にそういったことではないのかというのをお聞きしたいのですが。

○事務局（上條） 諮問と答申の手続の仕方ですけれども、先ほど村山委員長からお話があったように、文書で判こを押したようなものでやりとりしているのです。それは公開されていますので、見ていただければわかるのですけれども、そのやり方をどうするかというのはこれから議論する必要があるまして、私たちとしては、前にも言ったと思うのですが、これから案件がふえてくる、あと上流から川下までいろいろなプロセスで審査会にかけるものが今とは違うぐらいかなり多くなってくると思うので、助言をいただく部分を変えるつもりはないのですけれども、手続はなるべく簡略化したいと思っています。

○一般参加者（田辺） 先ほど村山さんがおっしゃられた、単に議事録をまとめて、〇〇委員がこう言ったみたいな形でまとめられてしまうというのは、その機能として弱くなってしまうおそれがありますので、やはり審査諮問機関がまとまった形で J I C A に意見を出すというスタイルが維持されるというのが重要なのではないかと考えています。なので、名前がどうこうというよりは、そこの機能が重要なのではないかと考えています。

○原科座長 諮問・答申という形は基本的には踏襲していただいた方がいいと思います。

○事務局（上條） まだこれも内部で議論しているようなものですが、その審査会、名前はわかりませんが、その委員会か機関で議論をして、ある案件についてこういう助言をしますというものは、それは紙にまとめて公開する考えでいます。ただ、諮問をお願いしますとか、助言を返しますとか、その紙のやりとりはなるべく簡略化したいと思っています。もちろんそれは載せます。

○原科座長 一瞬じゃないですか。一瞬だけど、その一瞬に意味があるんですよ。ファンクションとして、リクエストがあってちゃんと答えたということです。紙のやりとりに 1 年かかるのでは大変だけれども、一瞬ですよ。お願いします、はい答えますだから。それは簡略化という話には全然問題がないと思いますよ。そのことはむしろ大事な手続をやらないうことになるわけですから、そちらが問題です。

○事務局（上條） それは過去にさまざまなケースがあったのです。

○原科座長 どういうケースですか。

- 事務局（上條）　　すごく時間がかかってしまったものもあるのです。それはその内容によってというのもありますけれども。
- 原科座長　それは諮問・答申をやるからではないでしょう。中身の問題でしょう。
- 事務局（上條）　　いえ、中身じゃないこともありました。
- 原科座長　諮問がしにくいわけですか。
- 事務局（上條）　　いえ、そうではありません。ここで村山先生に書いていただいたように、答申案自体は議論して1週間か2週間ぐらいでできてしまうのです。それで私たちはセットしてすぐ公開したいのです。事務方が待っていますから。少しコンサルタントに指示しなければいけないとかいうことも出てきますので、待っているわけです。議論に参加しているからおおよそのことはわかりますけれども、最終的なものはやはりみんな待っているわけです、事業部の人間は。それで意見をくださった各委員の方に了解をとって、これでもう答申をいただけますか、くださいと言うわけですがけれども、やはりお忙しいとか、ちょうどそのときにいなかったとかということもあっておくれることもあるのです。それがどんどん重なったら……
- 原科座長　それは答申という形をとる、とらないにかかわらず起こることでしょう。
- 事務局（上條）　　いえ、それは皆さんの了解をとればメールベースでやれることなので。
- 原科座長　でも、答申であろうが助言であろうが、決まったものを出すのだから同じことですよね。諮問・答申とは関係ないことではないですか。
- 事務局（上條）　　ですから、ここで言う答申案の作成のところまではいいのです。ただ、担当理事宛に答申というところで時間がかかることもあるのです。
- 原科座長　それはむしろ委員会運用の問題ですよ、そうなったら、そういうことができるような委員の配置にするとか。確かにこれから案件がふえると思いますので、私が前に申し上げたように、コアになる委員会とワーキンググループをつくる組み合わせにして10ぐらいのワーキンググループをつくれれば、各ワーキングが3～4件やれば30件～40件できるわけですから、そういう格好にしましょうと何度も申し上げておりますから、それは委員会運用の問題だと思います。だから諮問・答申ということとは関係ないことですよ。だから、表現がちょっとかた苦しいだけで、趣旨はそこです。
- 中山委員　前と同じ発言ですが、言っていることは非常にこのとおり、私もいいと思うのですが、本当にJICAができるかというところを委員の皆さんが議論していないのが

私は不満です。本当に案件がふえて、調査の段階と最後の段階と両方で答申をいただけるということは、事務量がどのぐらいになるかといったら、私は今まで実務をやっていますからわかります。それを前提に置いて議論をしていただかないとこれは進まないと思います。できないことをやったら J I C A の大恥になります。私は、やはりこれはもうちょっと実務面で議論していただきたいと思います。委員にはお役所の方もたくさんおられて、毎日いろいろな委員会や国会答弁や何かで大変でしょうから、その辺のことを少し言っていただきたいと思いますね。これだけ 4 省庁から来ていただいているわけですから、ぜひ。先生方も大変だと思いますが、実際にやっているコンサル、それから J I C A のこのための仕事量が何倍にもふえるわけですから。それはもう言わなくても大変だと思います。それを簡単に簡素化しろと言っても、それは私にはちょっと納得いきません。

○原科座長 それは、そのために資源投入が必要なのだから、そっちの方の問題であって、今のお話は違うんじゃないですか。

どうぞ、満田委員。

○満田委員 自分自身の意見といえますか、議論の進め方としまして、今聞いている範囲では、恐らくファンクションについてはここに書かれている文言で問題はないということでおおよそ一致していると思うのです。それは J I C A さんも別に異議のあるところではなくて、原案でもそういう書き方になっている。

あと、名称の話は意見の対立があるのかなと思っています。

今の諮問・答申を紙でやるか否かというところについては、これはどのみちガイドラインの中に具体的な文言では落とさない話なので、これは先送りいたしまして、運用を議論するときに議論した方がいいのかなと思っています。

ですから、今残っている議論は、1. 10 の名称の問題と、後ろの方で出てくる役割の話が積み残しになっているので、そこに集中して議論されたらいかがでしょうか。

○中委員 委員会のファンクションとして「助言」が提言されているのであれば、名称には然程こだわりませんが「助言」でいいと思います。「審査諮問」と言われると、若干重たい印象があり、ファンクションが助言ということで、英語が *advise* ということであれば、「助言委員会」でもよろしいのではと個人的に思います。

○原科座長 それでは 4 ページ、私の提案としましては、定義のところは現状を維持していただきたいということです。この点は基本的にはよろしいでしょうか。ファンクションは「助言」と明確に書いてありますから。諮問するというね。

次に7ページの1. 10、それに合わせまして「審査諮問機関への諮問」という表現になりますけれども、これもよろしいでしょうか。この意味は、あくまでもJICAが主体で、JICAが意思決定する、それに対する助言を受けるという意味でございます。そう書いてあります。「JICAは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する」ですから、これも「助言」ということを明示されておりますので、この2カ所。7ページもよろしいでしょうか。

問題はその先という整理でよろしいですか。

その先は11ページです。これは「審査諮問機関」ですけれども、「審査諮問機関」という表現を、助言がよくわかるように、例えば「審査諮問機関による助言」というタイトルに変えましょうか。それとも「審査諮問機関」だけでよろしいでしょうか。「助言」を入れた方がよろしいですね。

○事務局（上條） 今、「助言」と入っていますけれども。

○原科座長 現在のガイドラインは「審査諮問機関への諮問」になっていますけれども、それを「審査諮問機関による助言」に変えますか。それとも「諮問」という表現を現状のままにするか。

○事務局（上條） それはもう私どもは「助言」ということで、提案として2. 7のところは「による助言」というのを加えさせていただいていますけれども。

○原科座長 今は「審査諮問機関への諮問」なのでですね。

○高梨委員 ファンクションとしての目的としては、我々はやはり助言が当然だと思うのです。ただ、外部から見ると、今度は円借款が一緒になりましたので、「審査」というふうにつくと、この機関が案件の審査をしている、要するにアプレイザル的な意味にとられないかなということ、名称は慎重にした方がいいのではないかと思うのです。内容的には非常に我々助かる部分がある。ここで村山先生に書いていただきましたように、レポートの内容、その改善等についていろいろな示唆やコメントをいただけるということ、実はファンクションとしては議論のやりとりの中で十分アドバイスしていただいているのです。ですから、必ずしも現場を御存じない審査委員の方もいらっしゃいますけれども、ここはこうしたらどうですか、ここはこういう観点を加えたらどうですかということ、非常に意味あるコメントをいただいたりして、それをコンサルタントとか調査団の人が参考にしています。ただ、そのときのプロセスとして、これは直接コンサルタント、調査団に

指示を出すのではなくて、あくまでも J I C A に対する助言の機関なので、ダブルクライアントにならないように、しっかりそこは J I C A の方をお願いしているのです。ですから、どういう内容に変えたらいい、どういう調査に重点を置いたらいいという指示は我々直接聞かれますので、そこでは十分機関の役割を果たしていただいて、我々としてはそこは感謝しているのです。その結果を、先ほどの村山先生の、形式として答申だとか諮問という形にするところは、これから案件が多くなると考えると、少し考えた方がいいのではないかなと思っています。実質的な機能としては、まさにそこでいろいろな御助言が出ているということで、先ほど J I C A の方が、「助言」となくても、議事録だけではなくて、結果的には何かをまとめるということであれば、そこで意見交換した結果がある程度出てくるといって、それは J I C A に対しての十分な助言を果たせるのではないかなと思っています。ですから、ここで「助言」と入れることには私は賛成ですけれども、名称に「審査」が残っているとどうかなというのはやはり感じますね。

○原科座長 諮問というのは、あくまでも意思決定者が意見を伺うという意味です。だから、「審査諮問機関」という表現で明らかに助言を受けるといふ表現だと私は思うのです。「審査機関」ではないのだから。「諮問」という言葉がキーワードで入っているのだから。

○高梨委員 ただ、名前だけに「審査」とつくと……

○原科座長 審査のための助言だから、逆に言うと何のための助言かわからなくなってしまう。「審査諮問機関」というのは審査のための諮問ですからね。そういう意味でしょう。

○事務局（天田） 「審査」という言葉は、私どものオペレーションで申し上げますと、環境社会配慮面のみならず、経済社会状況に始まり、案件のコスト積算、事業のフィージビリティ全体の妥当性を検討するというのが審査ということになってございます。もしここで広く環境社会配慮全体について御助言あるいは諮問・答申をいただくということになりますと、「環境社会配慮の諮問機関」なり「環境社会配慮の助言」という言葉が適当なのではないかなと考える次第でございます。

○原科座長 この「審査」は、環境配慮に関するレビューという意味合いですかね、言いたいことは。それに対する諮問。

では、助言ということを確認にしたいということで議論してまいりましたから、「審査諮問機関による助言」という表現はどうでしょう。この 2. 7 の見出しで一番大事なのは「助言」ということだと思いますから。だから、今は「審査諮問機関への諮問」ですけれども、「審査諮問機関による助言」と変える。そういうことならどうでしょうか。中身は

まさに環境社会配慮に関する助言ということを書いています。「審査諮問機関は、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について準備段階での環境社会配慮の面での助言を行い、環境レビュー結果とモニタリング結果の確認結果の——これがちょっと別なのですね——説明を J I C A から受ける」ですけれども、これは「環境レビュー段階とモニタリング段階では報告を受け、必要な場合に助言を行う」と。これは別案ですけれども。だから、助言ということを書けばいいわけですね。準備段階では助言、環境レビュー段階、モニタリング段階では報告を受け、必要な場合には助言を行う。そういうことで助言ということを書いたらいかがでしょう。

○事務局（天田） 今、先生から御指摘いただきましたところが名称のことなのだと思いますけれども、先ほど満田委員の方で幾つか論点があるのだらうということでもとめていただいたところとして、1つ目がファンクション、ここは基本的な考え方として助言をいただくものだというところは一致しているところだと認識してございます。

2点目として名称というところを挙げていただいて、今、ひとしきり御議論いただきまして、先生からこういうことでどうかという御提案をいただいていると。

3点目として挙げていただいたのが、諮問なのか、そのやり方のところ、ここは後ほど検討すればいいのではないかと御指摘だったのですかね。

もう1つ挙げさせていただきますと、今度は1のファンクションのところといたしまして、助言というレベルと、もう1つ、どういう段階でどういった助言・報告をするのかという、まさに今、先生に読んでいただきましたパラ 1 の中身のところと、そういう論点があるのかなと思うのですけれども、満田さんのご指摘がその諮問なのか手続なのか、また後でということだとしますと、残ったところもあわせて御検討していくということはどうかなと思った次第です。

○満田委員 済みません、私が言っていることが間違っていれば訂正していただきたいのですが、村山先生がつくってくださった紙の諮問と答申のやり方自体については、これは運用の話なのでガイドラインに細かく書く話ではないと感じましたので、運用の議論をするときに議論すればいいのかなと考えたのです。

それよりも重要なのは、基本的なファンクションは助言を行うということで合意がとれていると理解しています。

あと、名称については今まさに議論しているところです。

それから、私はうまい言い方が見つからなかったのですが、まさに 2. 7 で書いてある

ことの議論はまだ結論が出ていなかった。要は役割ですね。いつの段階で何をするという役割についてはまだ結論は出ていなかったと思います。

ですから、名称と2.7の書き方について今から議論する必要がありますねという確認です。

○原科座長 諮問・答申という形をとる、とらないを運用の問題と考えるかシステムの問題と考えるかによって違ってくるのですね。私は、システムとして諮問・答申というのは必要だと思うのです。とにかくちゃんと記録を残すということが確保できなければ困るので、そういう意味で諮問・答申という言い方をしているわけです。だから単なる運用の話ではないということです。むしろシステムの設計上の本質的な問題なので、これはきちんと書いておかないといけない。だから、現行のガイドラインでわざわざ「諮問」という言葉を使っているわけです。7ページの「審査諮問機関への諮問」というのはそういうことなのです。だからそこに諮るというファンクションが——これはファンクションなんですよ。内容は助言ですけれどね。それをちゃんと記録として残しましょうということです。だから、諮問・答申は運用だからほうっておけばいいという話ではないと思います。そのこと自体に格段に時間がかかるとは全く思えないですよ。それは簡素化の議論とは別の話だと思います。要するに、この期間にアドバイスをもらいたいと明確に意思表示をして、それに対してアドバイスが出るわけでしょう。それが記録として公表されることになりすから。

○中山委員 公表される話はわかるのですが、案件がふえる話については議論されていないのが不思議なのです。

○原科座長 それはもう私は何度も言いました。これは対応できると申し上げました。コアグループをつくって、そしてワーキング……

○中山委員 それは違うと思いますよ、先生。案件数がふえるということは、JICAの対応、コンサルの対応が大変になって、お金もかかる話ですから、それは一般の人には通らないと思います。それはやり方ではないのです。少し密度が薄くなる話になるのではないですか。

○原科座長 案件がふえるとしたら、それはこれまでもやってこられているわけでしょう。JICA・JBIC両方合体するわけですから。これまでJBICでやってこられたことですよ。案件がふえるといっても、ゼロから始まるのではなくて、これまでやってきたものが……

○中山委員 それは単純に2倍になる話ではないです。

○原科座長 過去のJICAに比べればふえるけれども、JBIC・JICA総体で見れば案件総数は同じはずですよ。その2つが合体して新しい資源配分になるわけですから、殊さら資源が必要になるはずはないですよ。

○事務局（天田） 資源のところで、統合しての変化というところで申し上げさせていただきますと、JBICの時代にも当然カテゴリAの案件がございましたし、そういったものについて中身のところできちんとレビューを行うということはやってきたところがございます。

それで、今回、大きいお話といたしましては、非常にポジティブなサイドといたしまして、名前は今御議論いただいておりますけれども、審査会なり助言委員会なり、こういったところにきちんと御説明させていただいて、外部から見ていただく。これは、透明性、それから内容の質の向上という観点からもポジティブなサイドだと考えてございます。

一方で、外に対して御説明するという意味では、事務的にはそれなりの、御理解いただくための説明のところでワークロードがかかってくるとは認識してございます。これは我々、やらなければいけないところは当然きちんとした形でやらなければいけないと考えてございますが、その中で、ある意味余計なといいますか形式的なところであれば、できれば事務のところは効率化させていただきたいと考えているのは事実でございまして、まさに中身のところで御議論いただいて質を上げていくために、形式的なところで実際に差しさわりのない中で効率化できるところはさせていただきたいと考えているというのがそもそも論としてあります。

あとは御議論いただくところではございますけれども、先ほど上條から申し上げておりましたのは、中身として諮問をして答申をいただくところ、私どもが案件の内容をすべて御説明申し上げて、御質問等について正確にお答えしまして、そこを委員の方々に御議論をいただいて、御議論いただいた結果を議事録そのままではなくて、こういう助言なのでという形でまとめる、ここまでは全く同じところを想定してございまして、その中で、極論しますと、最後に判子を押した文書というような形にするのか、メールベースなりで委員の方々がこれでいいですねということが確認できたら、それを私どもがホームページなりにアップして公開させていただくのか、ワンステップと言えばワンステップかもしれませんが、最終的にどちらがいいかというのは、手間の問題と、中身としてどこまで確保するかの度合いだとは思うのですけれども、私どもとしましては、合理化できると

ころはできるだけさせていただきたい。例えばそこで印鑑をとるというワンステップが要らないで済むものであれば、そこはない方が、内容的により充実したものをやっていくためにプラスでございますということをお願いしている次第でございます。

○原科座長 今、印鑑に関しては、電子化されていますし、いろいろな工夫がありますから、委員会の方で確認ができればいいわけですね。だからそれはまさに運用の問題ですよ。だから、諮問・答申でも、答申の仕方はいろいろあると思いますから、私もそれはできるだけ効率的にした方がいいと思います。その意味で、「環境レビュー段階とモニタリング段階では報告を受け、必要な場合に」と限定しているのです。「必要な場合に助言を行う」ですから、多くの場合はむしろ、特に協力準備調査で十分審査している場合には、この段階では、それほど大きな変化がなければ前のを踏襲することになるわけですね。そういう場合には、報告を受けて確認できればそれでもういいから、一々答申という格好をとらなくていいかもしれないですね。ケース・バイ・ケースだと思います。その辺は工夫次第だと思います。

フロアから手が挙がりました。

○一般参加者（村山） 今の2004年のガイドラインでは、支援の是非を諮問するという形になっています。ただ、実際に審査会で出した答申の中で非という形で答申を出したことはありません。ただし、それに類するものは幾つかありました。ですから、助言はもちろんベースでありますけれども、根本的なプロジェクトの必要性に関する議論ということが決してないわけではないです。そういう意味で、この機関の独立性をどのように考えるかということが非常に重要だと私は思っています。ですから、助言はもちろんベースではありまして、中心ではあるわけですがけれども、その独立性を確保するという意味では、やはり「審査」という言葉は入れておいた方がいいのではないかと、その方が外部から見ても、第三者機関として環境社会配慮に関する審査を行っている、そういうチェックを外部から行っているということがわかりやすいのではないかと考えています。

○原科座長 しかし、意思決定はあくまでもJICAですから、そういう助言ですね。

「助言」という表現でいいと思いますけれども、これはちょっと問題があるのではないかとこの助言だと思いますけれども。決定はあくまでもJICAですからね。

どうぞ、高梨委員。

○高梨委員 最近、10月1日以降、統合した結果、我々現場からすると、いろいろな意味でコミュニケーションが必ずしもスムーズではないのです。1,600人以上の人が集

まってきたということで、我々が逆にファシリテーターになっている部分が随分ありまして、ある部でこういう検討をしている、こちらの部ではまだその話は聞いていません、こういうことをやっていますというようなことで、いわゆるペーパーワークを含めて非常にいろいろな意味で労働が付加されてきて、我々がいつも心配しているのは、言われているのは迅速化ですから、そういうのに物すごく影響を及ぼすなど。先生が今言われた諮問・答申ということは、今のメールベースのあれを考えると非常に短期間にできるようなお話なのですけれども、我々が見ていますと、さっき言いましたように1つ判こをとるだけでも実は非常に大変なプロセスと申しますか時間がかかると考えています。この助言機関というのは基本的に質をよくするための助言をしていただくということであれば、実際に審査会が開かれるだけで十分な役割を果たしているような気がしております、そこで出た結果をサマリーにして出すというのは当然必要だと思いますけれども、それにプラス形式的な意味の諮問なり答申なりということになると、我々から見ると、またこれで大分時間がかかるなということで、恐らくそう簡単にぱっぱといかなくなるのではないかと。先ほどの村山先生のお話だと、やはり事務局との調整というようなこともあるということで、恐らくそういう点は残念ながら余り迅速化につながらないのではないかなと。内容的にしっかり助言というファンクションが担保できるのであれば、形式的なところはできるだけミニマムにすべきではないかなという気がしています。

「審査」という名前を入れることについては、外部から見ると、やはり国際機関等のあれではアプレイザルという色彩が物すごく強いので、本来のファンクションから言う助言とは違うのではないかという気がしているのです。これは最終的にどう決めるかなのですけれども、ですから、実態的には物すごく時間がかかりそうな気がしていますので、実質的な意味でこの機能が果たせるようなものであれば「審査諮問」というのは再考した方がいいのではないかという気がしています。

○原科座長 もとに戻ってしまう。4ページのところではこれでいいということになったと思いますけれども、戻りますか。

○高梨委員 名称の話。

○原科座長 審査諮問機関というファンクションはいいですね。「審査会」という表現はもう一度、考えると。名前ですね。審査諮問機関とファンクションはいいですね。

「審査」も、レビューという意味と、英語でいうとアプレイザル、我々は学会ではレビューが大体「審査」なんですよね。論文審査とかね。だからレビューなんですよ。アプレ

イザルとは言わないですよ。

○高梨委員 ただ、開発機関で言うレビューの場合は、さっき言っていたように、ファイナンスの面ですとか、それこそ環境だけでなく、組織、制度等5つぐらいのクライテリアでチェックしますので、それはレビューの場合でも同じように使っているのではないかと思いますけれども。

○原科座長 そうしたら、もう一回順番にいきまして、4ページはいいとしますね。12番。現行の形。

7ページで、さっきこれでいいと私は言ったのですけれども、確認したつもりです。もう一回見てみると、「審査諮問機関への諮問」になっているのは、今の話でこれは「審査諮問機関による助言」に変えなければいけないですね。これを直しましょう。「による助言」と変える。そうすれば7ページはいいのかな。7ページですよ。1. 10のところは2. 4と同じ格好にするという意味です。2. 4は、今、「審査諮問機関への諮問」になっていますから、「審査諮問機関による助言」にする。7ページ、1. 10のところですよ。

○事務局（上條） 右側の2. 4は参考として入れているだけです。以前のものであれば1. 10に該当するものはなかったのです。

○原科座長 これは参考ですか。

○事務局（上條） そうです。

○原科座長 では、これは参照しない方がいいですね。

○事務局（上條） もともと1. 10に該当するものは今までもなかったのです。

○事務局（杉本） 設置について書いてあるだけですので。

○原科座長 そうすると、1. 10は、「環境社会配慮助言委員会」という名称にしましょうという提案ですね。「審査諮問機関」になっていたのを「環境社会配慮助言委員会」にしようという修正提案と。

○事務局（上條） 前回この場で、「環境社会配慮助言委員会」という名称にとりあえずしましょうとなったように理解しておりますけれども。

○原科座長 それを、「審査会」という名前は残しておいた方がいいかどうかと、今はそういうことですね。そうすると、「審査諮問機関」は「環境社会配慮助言委員会」の方がいいのではないかと。名称はどうしましょう。「審査助言委員会」。

○事務局（上條） そうですね。前回いろいろ議論したときは、今、先生がおっしゃった「審査助言委員会」というのもちょっと話題にはなりました。

○原科座長 そうするとつながるかな。「審査助言委員会」。だから、「審査諮問機関として審査助言委員会を設ける」と書いたらいいのかな。

○満田委員 私は、自分の意見としては、諮問と答申というのは必要なだろうと考えているのです。その形式的なやり方については時間がかからないようにする工夫は必要であるものの、諮問・答申というのは手続的には必要だと。手続といいますか、そのやりとりは残すべきなのだろうというのが私自身の意見です。

ちょっとさっきから気になっていたのは、名称に関する議論と機能に関する議論がまざっているように考えられまして、名称について、「諮問」という言葉を残すために「審査諮問機関」というのを残すのか、「環境社会配慮助言委員会」にするのかということになるのですが、「諮問」という言葉を残すのであれば、例えば「環境社会配慮諮問委員会」とか、そういうのも一案だとは思っています。私は名称については特段の意見はないのですが、その2点がまざって議論されているのが、なかなか結論が出ない理由なのかなと考えています。

○原科座長 まざっているというのか、どういうのか、これはどうなんですか。まざらざるを得ないところもあると思いますけれど。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） 私も満田さんと同じく、諮問・答申というのは重要なだろうと。「審査諮問機関」という名前を「環境社会配慮助言委員会」という名前に変えるという点についてはどちらでもいいかなと思っておりまして、諮問というのが重要なので、例えば1. 10のタイトルを「環境社会配慮助言委員会への諮問」という形にして、名前は「審査諮問機関」ではなく「環境社会配慮助言委員会」に変更するというのではどうかなと思っておりますが、いかがでしょう。

○原科座長 「環境社会配慮助言委員会への諮問」という御提案がありました。短い方がいいので「審査会」にしたのですけれども。だから「審査助言委員会への諮問」でもいいかなと思うのですが、どうでしょう。「審査会」というのは日本では普通に使われている言葉です。環境省の方はよく御存じのとおりで、日本じゅうが「審査会」か「審議会」という表現ですから。

○堀田委員 私は名称よりはその機能について議論した方がいいとは思いますが、ここで言う委員会の名前はやはり「環境社会配慮助言委員会」でいいのではないかと思っています。先ほども申しましたけれども、「審査会」というと、その「審査」という言葉は何を

指すのかということについてもそれなりにいろいろな解釈があるようですし、実際に審査諮問機関であるのに「審査会」と言っているということにも少し違和感がありますので、個人的には「助言委員会」のままでいいのではないかと思います。

○原科座長 どうぞ、JICAの方。

○JICA（植嶋） 企画部の植嶋です。

業務フローの観点から見ていますと、今回、助言をいただく客体というのは協力準備調査の段階が非常に多いのだろうなと感じています。支援の早い段階からきちんと助言をしていただき、最終的には予定調和的にうまくいくようにしていくと。一番重い部分になるだろうと思っているのは、協力準備調査の報告書を踏まえて、その内容についてきちんと助言をいただくところで、審査ではないのではないかなという気もしているのです。助言をいただく部分は非常に幅広いので、審査という1点だけの委員会ではないのではないかなと、余り名前にはこだわらないのですけれども、そういう気がしています。

○原科座長 審査も幅広いという議論もありましたね。これは難しいな。なるべくコンパクトなものがいいということで「審査会」で来たし、日本では普通にどこでも「審査会」と言っていますのでね。だから、日本語としてはそんな極端な議論になっていないのです。「環境社会配慮助言委員会」はいかにも長いですね。何かコンパクトな表現はないですか。「環境社会配慮会」にしますか。「環境社会配慮委員会」か。これは長いですよ。では、「環境社会配慮委員会」ぐらいにしますか。助言という機能は明記してありますからね。では、「審査諮問機関として環境社会配慮委員会を設ける」というようなことにします。

○千吉良委員 名称をつけるときは機能がわかるようにするというのが大事だと思いますが、配慮する委員会というよりは、やはり助言する委員会なのでしょうから、「環境社会配慮助言委員会」というのがあるべき姿で、中でそれを短くして「助言委員会」と呼ぼうが何をしようが、それはガイドラインの外の話でいいのではないかなと思いますけれども。

○原科座長 そうしたら「審査助言委員会」にしましょう。

○千吉良委員 「審査」という言葉を入れることは、先ほど多くの方から問題があるというのが出ているので。

○原科座長 問題ないという意見もありますよ。両方あります。

○千吉良委員 私は、ちょっとそれはどうかなと思いますけれども。

○原科座長 4ページのところで「審査諮問機関」ということは了解していただいたわけですね。審査諮問機関というのは審査に対して助言するというのでいいのではないかと

私は思っていましたけれども。

中村さん、どうぞ。

○小林委員（代理：中村） 非常に事務的なことで恐縮なのですが、1. 4のところとか、4ページの定義のところかと思うのですが、事務的に言って、例えば「相手国等」とはどういう意味かとか、「プロジェクト」とはどういう意味かということに記載するところかと思しますので、1. 4の記述は、その後に使われる名称はどういう意味であるというのを記載していると認識いたしますと、後段で使われる名称の記載になるという形も自然なのかなと。例えばここを機能として審査諮問機関といたしますと……

○原科座長 いや、審査諮問機関としてこれこれを設けると。だから、名前は弾力的に対応できるように2段階にしたのです。名前のことを議論するために、審査諮問機関としてこれこれを設けた方が弾力的に対応できるでしょう。だから、4ページにはその機能が書いてあって、その機能を満たすためにどういう名前のもを設けるかということで7ページですね。そういう構成にしております。そこで名前をどうするかというので、「環境社会配慮助言委員会」がいいのか、「環境社会配慮委員会」がいいのか、「審査助言委員会」がいいのか、いろいろアイデアがある。今は「審査会」になっています。今の「審査会」に関してはかなり抵抗があると考えた方がいいのかな。今の「審査会」のままがいいという方はおられますか。——変えた方がいいということですね。では、変えた方がいいということになりました。「審査会」がいいと思っているのは私だけだ。しょうがない。

○小林委員（代理：中村） 国内に関しては「審査会」という言葉が一般的に使われているのはまさに御指摘のとおりかと思うのです。それは当方の担当官にも確認しています。ただ、国内と国外の事情が多少異なっており、国内であれば同じ英語をどう訳すのかとか、そういったところが発生しないので、そのあたりがあるのかなと感じています。

○原科座長 皆さんそういう御意見ですので、名前は変えましょう。いずれにしても、後のことを考えるとなるべくコンパクトな方がいいですよ。 「環境社会委員会」。短くし過ぎですか。「環境社会助言委員会」。「助言」か「配慮」か、どちらを取るかですね。「環境社会配慮委員会」。だめですか、千吉良さん。

○千吉良委員 短く呼ぶ名称については愛称みたいなものなので、ガイドラインの外でいいのではないかと私は思うのですが、

○原科座長 委員会は助言するという意味合いもあるという感じがしますけれどね。だか

ら、「環境社会配慮委員会」ぐらいでどうでしょう。もし千吉良さんがいいと言ってくれば私も合意しますが。もう「審査会」がだめなのだから。

では、今のところは、機能は審査諮問機関ですけれども、「審査諮問機関として環境社会配慮委員会を常設的な機関として」——正確に言った方がいいですね。これを生かします。最初の2行はいいですね、「JICAは……外部の専門家からなる審査諮問機関として環境社会配慮委員会を第三者機関として」、ダブってしまいますね。こうした方がいいのかな。「外部の専門家からなる環境社会配慮委員会を第三者的な審査諮問機関として常設する」。そういう表現がいいのかな。いかがでしょうか。変でしょうか。最初の2行はいいですね。「JICAは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる環境社会配慮委員会を」。

○事務局（天田）そこは、先生はやはり「審査諮問機関として」というところにこだわりがあるのでしょうか。

○原科座長 そうです。一番最初に「JICAは、審査諮問機関として」と入れればいいのか。

○事務局（天田）恐らくここの議論といたしまして、「審査」というところにやや違和感があるのではないかという皆様の感じがあったのではないかなと思うのですけれども。

○原科座長 もとに戻ってしまうね。

○事務局（天田）前回、「審査諮問機関」ということでここに置いて、かつ、実務的には「審査会」という名前のものを立ち上げたというところには、ガイドラインをつくっているときには名称を決めていなくて、その名称は後で決めましたということがございましたので、どちらかで、ここで名称を決めてしまうのであれば、「環境社会配慮助言委員会」であれば「環境社会配慮助言委員会」という言葉だけを使って、あとはファンクションが何かということをきちんと記載した方がより明確なのではないかと思うのですけれども。

○中委員 将来英訳されるということも考えますと、アドバイスとかレビューということであれば「助言」というのを入れてもよろしいのではないかなと思います。長い、短いについては、漢字2文字の話でもあるので、私は「環境社会配慮助言委員会」でもよろしいのではないかと、個人的に考えます。

○原科座長 2文字がクリティカルです。よく我々は科研費なんかで10文字で書かされるのですが、これは11文字なので。だから2文字が本当にクリティカルで、オーバーラ

ンしてしまうのです。「環境社会配慮委員会」だと9文字ですね。

○中委員 それから、国内の有識者の皆さんの御意見も大事ですが、将来英訳されるということも考慮した上で、日本語の表記もそれに合わせた形にしておくのが望ましいのではないのでしょうか。

○原科座長 今の表現はどうでしょう。現在は **Advisory Council Environmental and Social Considerations Review** と書いていますけれども、そうするとこれはいいのかな。**Advisory Council**、**Advisory Committee**、どちらがいいだろう。これは **advisory** とはつきり書いていますね。

○千吉良委員 先ほども申し上げたのですけれども、**review** という言葉が必要なのかどうか。日本語で「環境レビュー」というのは最終段階の審査のことを言っているのですが、先ほど御発言がありましたとおり、むしろ上流でのインプットが重要だという位置づけにあるので。

○原科座長 いや、上流はもちろん大事ですけれども、全体に関与しているのだから、上流だけで終わらないんですよ。

○千吉良委員 もちろん、上流も含めたということであれば、紛らわしい **review** という言葉を入れなくてもいいのではないかなと。

○原科座長 紛らわしくないです。レビューというのは、最終的な環境配慮がしっかりできたかどうかを確認することが一番大事なのです。

○千吉良委員 もちろんそうですけれども。

○原科座長 上流でやるというのは、プリパレーション、準備段階をしっかりとやっておけば最後のレビュー段階でも十分対応できるという考えなのです。あとは任せたとこのだったら、アドバイスする意味はない。

○千吉良委員 意味はわかります。ただ、この英語の意味だけを見ると、最終段階のところだけしか助言しないのかというような解釈もできるわけじゃないですか。

○原科座長 だからプリパレーションをしっかりとやればいいのだから。ポイントはレビューだと思いますよ。

○千吉良委員 私は **review** を取ってもいいのではないかなと。

○原科座長 私は取ってはまずいと思います、そういう意味では。アプレイザルがあってレビューということだから。**Environmental and Social Considerations Review**、これにアドバイスするのだと思いますけれど。

○事務局（天田） 千吉良委員がおっしゃられたのは、より広い形になっている方がいいのではないかという御指摘だったと思うのですけれども、そこは逆に絞ってしまった方がいいという御意見でいらっしゃいますか。

○原科座長 広いという意味とは私は理解しませんでした。前段でやればよくて、ファイナルのところまでは十分対応できないおそれがあるので、レビューというのは一番大変なところですからね。そこがポイントだと思います。環境社会配慮の確認のところの助言が一番大事なポイントだと思います。

○北村委員 外務省の北村でございますが、個人的には、千吉良委員の御指摘のとおり、この助言委員会というものが幅広く関与するのであれば、**review** ということだけ特記すると日本語と英語でギャップが生じてしまうので違和感があります。逆に座長が **review** を取ることによって関与が弱まるとお考えになるのであれば、先ほど植嶋次長もおっしゃっていましたが、長い名前になってしまいますけれども説明的に、協力準備調査からレビューまでずっとかかるものだということを書くのが一番正確な書き方になると思います。

○原科座長 全体に関与することが明確であれば、私も余りこだわりません。**Advisory Council**——これは **on** とか **of** は要らないのかな。**on** が抜けていますね。**Advisory Council on Environmental and Social Considerations** で切りましょうか。意味は、さっき千吉良さんがおっしゃったように、最初から最後までずっと関与していくということ。それで全員合意ということで、そういうことであれば私もこだわりません。北村委員の御提案のように、長過ぎるとまずいと思いますから、やはり短くしましょう。何事もコンパクトにしておかないと、後で取り扱いがややこしくなりますから。

○高梨委員 先生、1つ確認なのですけれども、諮問・答申という形式の議論はもう終わったのですか。

○原科座長 いや、まだきちんとは終わっていないのですけれども、おおむねそういう方向でいきたいと私は思いますけれども、まだ皆さんの合意を得たとは思っておりませんので、それはペンディングで。ファンクションとしてはそうだけれども、諮問・答申という形をどうするかというところでまだ結構異論があるように思いますので。

○高梨委員 個人的には、そこがプロセスとして物すごく時間がかかりそうなので。

○原科座長 それは後に回しましょう。

○高梨委員 皆さん、今までの諮問をごらんになっているかどうかなのです。それこそ村山先生の方で頑張って非常にコンパクトになっているのです。

○原科座長 諮問・答申ね。

○高梨委員 ええ。ですから、それよりも、そのプロセスでどういう議論が行われたかという方が一番大事なところで。

○原科座長 両方ですよ。こういう結果になって、それに対してどういうプロセスか。セットなんですよ。

○高梨委員 最後の答申をまとめるために延々と判この時間がかかるというようなことを考えると……

○原科座長 だから、判こに時間がかかる云々は運用で工夫していただきたいのです。助言の内容がどうなったかという記録をきちんととどめることが大変重要だと思いますので、答申という形式はとっていただきたいけれども、そのために判こまで一々直接押す必要があるかどうかでしょう。さっきはメールでやりとりして確認できればいいのではないかと、天田さんのお話でしたが、それはいろいろ運用で工夫をしていただいたらいいと思うのです。やはり内容が確認できないと困りますよね。実質的には高梨委員がおっしゃったようにプロセスこそ大事なので、この結論に至るまでにはどういう議論があったかということですよ。

村山さん、どうぞ。

○一般参加者(村山) こういう会議体の機能について、議論の中では事業のかなり上流の段階に重点が置かれるというお話がありましたけれども、実際にこれまで開発調査のマスタープランで、しかもスコーピングという段階になると、まだ不確定な要素が結構あります。ですから、そういう段階で会議体としてアドバイスできることは割と限定的な場合があります。最近、協力準備調査に関しても暫定的に助言をするということで、今週初めの話がありましたけれども、やはりその中でもかなり不確定な要素が出てきているところがあります。もちろんそういう段階で助言をするのは非常に大事なことだとは思いますが、もうちょっと後の段階、確定した段階での審議、議論というのも非常に大事なところがあると思っています。ですから、決して上流段階だけではなくて、確定した段階についても同様に大事だということはお話しておきたいと思います。

○原科座長 その件はおっしゃるとおりだと思います。今、皆さんが議論しまして、私も review についてこだわりましたけれども、これを外すことによってむしろ準備段階から最後の確認まで全部やるということで、そのことも確認できたと思います。どうもありがとうございます。

それでは、英語は Advisory Council on Environmental and Social Considerations にします。日本語は「環境社会配慮助言委員会」という訳になりますが、長いから「助言会」にしますか。「委員」を取ってしまいますか。「環境社会配慮助言会」、それならいいかな。「委員会」がいいですか。愛知万博のときには「環境影響評価会」という名前だったのです。それから「顧問会」とか、「委員」を取った表現が結構あるものですからね。日本語ではそういう表現もあるので、短くするのなら「環境社会配慮助言会」でもいいかなと思いました。「助言会」、「顧問会」は同じような表現ですよ。

では、皆さんのマジョリティは「環境社会配慮助言委員会」の方がよろしいということで、そういう名前にいたしましょうか。よろしいですか。私は引きます。皆さんの御意見に従って、「環境社会配慮助言委員会」といたします。

○高見委員（代理：佐々木） 愛称は好きに考えていただくということで。

○原科座長 わかりました。

名前はそういうことにしました。

では、「JICAは、審査諮問機関として」とやればいいのか。定義とのつながりが必要だからね。「JICAは、審査諮問機関として」、あとはこの文章で、環境社会配慮助言委員会を設けると。そうしましょう。いいですか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 外務省の北村でございます。

個人的に若干議論が混乱しているので、恐縮なのですが、1. 10でそこまで書き込んだ上で、さらに冒頭の定義のところ「審査諮問機関」という定義を残す必要があるのでしょうか。逆に言うと、ここでそこまで網羅的に書いてしまった場合に、あえて機能のところだけの定義をIの冒頭で残す必要があるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○原科座長 私は残す必要があると思って申し上げたのですが、必要ないですか。ほかの方の意見は。定義の12番を取ってしまう。ただ、諮問という機能が明確に残るようにしたいというのがまずありましたからね。だから4ページに残しているわけです。今のお話は、議論していくうちにだんだん本来の議論からずれてきているように思います。審査諮問機関というのは、そういうファンクションを明記しておくということがあったと思いませんけれども。

○事務局（上條） 先生、今見られているのは4ページの定義の13のことですか。

○原科座長　そうです。

○事務局（上條）　ここは「審査諮問機関」という言い方は今はしていないと思うのですけれども。

○原科座長　さっきそれに戻すと申し上げて、それは確認したと思います。一番最初に。

○事務局（上條）　この13番のところの名称はまだクエスチョンだったのではないのでしょうか。

○原科座長　その段階では、名称の議論は後に回しましょうということで、機能を示すために、審査諮問機関ということでもまず4ページは確認しまして、その審査諮問機関の名前をどうしようというのを今やったわけです。英語の表現と日本語の表現を決めたわけです。そういう議論をしてきたわけです。だから、審査諮問機関としてこれを設けるといいう言い方ができないとつながらないでしょうということです。

○JICA（岡崎）　でも、「審査諮問機関」という言葉はこの後どこにも出てこないわけですから、定義する必要はないですね。ここは定義をどうするのか、先生はどのように理解されているかもしれませんが、多分皆さんはそう理解されていないと思うのです。

○原科座長　それははっきり申し上げましたよ。私が言ったことは議事録に残っているといます。30分以上前に申し上げたと思いますが。

○JICA（岡崎）　ですけれども、後に出てこない言葉を定義する必要はないわけですから。

○原科座長　消えてしまいましたからね。だから、戻って、「「環境社会配慮助言委員会」とは」にしますか。戻すかわりに、基本的に諮問・答申という形をとるということは確認していただかないと私は困りますね。「審査諮問機関」にこだわったのはそこなのです。諮問・答申ということ。名前が変わった途端に中身が変わってしまうのでは、議論がおかしくなる。

どうぞ、山浦委員。

○山浦委員　経済産業省の山浦です。

私自身JICAさんの内部手続をよく了知しているわけではないのですが、経済産業省では「諮問」とか「答申」という行為には紙面を媒体としたやりとりが発生して、それはつまり判こを押すという行為に繋がるのですけれども、判こを押す行為には、必ず内部の役員の決裁が必要になるのではないかと思います。恐らくJICAさんが「諮問」とか「答申」という言葉にこだわっておられるのは、判こをつくという行為だけでなく、その

判こをつくために要する労力、例えば役員への稟議書の提出とか、そういう面もあるからなのではないかと思います。村山さんから経験のプロセス等のご指摘がありましたが、内部の上層部への根回しですとか判この押印というような部分は、「諮問」とか「答申」という言葉を使っている限り発生するのではないかなど。つまり、メールによる情報の共有ですとか発信という行為は、「諮問」とか「答申」という言葉を使う限り難しいのかなどという感じがしております。それはJICAさんの内部の話ということになるのかもしれませんが。

○原科座長 「諮問」、「答申」にそういうかたい感じは受けますよね。私もそういう感じがしたので、何かうまい表現はないかなと思ひましてね。要するにリクエストしてレスポンスするということなのです。それがわかるようにすればいいと思います。

○北村委員 たびたび済みません、外務省の北村でございます。今いろいろなお話を聞いていて、座長が一番こだわっていらっしゃる部分は、特にレビュー時点における諮問・答申という形の確保だと理解しましたけれども・・・。

○原科座長 いや、全体です。レビューだけではないです。もちろん、実際は、協力準備調査をしっかりやればレビュー段階はかなり簡略化されると思います。

○北村委員 私の基本的な理解を申し上げますと、きょう中山委員も冒頭から発言されたように、今回、新JICAになって、円借款、従来はこの審査会が及んでいなかったところも新たに対象とするという意味で、そこは大きくJICAとして一步踏み出そうとしていて、かつ、それが川上からレビューまでカバーするという事で幅も広がるという中で、ものすごく膨大な作業になるのではないかということが、特に民間の方から問題提起がなされています。そこに何か運用上の工夫ができないのかというのが論点です。川上から川下まで、あるいは旧JICAの事業に加え円借款も含めたすべての事業についてこういうプロセスを踏もうとすると膨大な量になるだろうということですので、先ほどフロアからの村山委員長のお発言もありましたけれども、川上のところではまだプロジェクトの中身がわからないので助言にも限度がある、だんだん中身が固まるにつれて助言できることもふえるのだということで、各段階で審査会の関与にも濃度に違いはあると思いますので、一番コアのところについては諮問・助言というプロセスをきちんと確保するのは必要なかもしれませんが、それ以外のところでいろいろな形での工夫を考える。それはこの助言委員会全体の運用の話なのでしょうけれども、そういうバリエーションというのでしょうか、色分けをしていく形で何か解決ができないのかと個人的には思います。それ以上の具

体的な提案はできませんけれども。

○原科座長 そうですね。私も基本的にはプロセスをスムーズにやっていただきたいと思っています。だから、「諮問」、「答申」という表現は一般に先ほど山浦委員がおっしゃったようなイメージが強いと思うので、表現に余りこだわらるわけではありませんけれども、機能ですね。リクエストして答えてもらうという、そこを何かうまく表現してもらえればと思います。

そうしましたら、4ページに戻りまして、皆さんの御意見を伺って、12番のところは確認されたとは思いますが、それは念を押しましたけれども、今の議論はそうではないということのようですので、改めてやります。

そうすると、今度は4ページの13番。「環境社会配慮助言委員会」という言葉は今こういうことになりましたので、「環境社会配慮助言委員会」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会のことをいう」と、「審査諮問機関」という用語はなくなってしまいましたから、もう要らないということにしますか。

○事務局（天田） 先ほど先生がおっしゃられました、JICAからの求めに応じてということがポイントなのだとする、例えば、「環境社会配慮の支援と確認に関して、JICAからの求めに対して助言を行う」ということとございますか。JICAからの求めに応じてということ、求めればやるけれども、逆に案件を我々が絞ってしまうような印象を受けてしまうのです。本来、諮問・答申ということ自体、我々が諮問したものに対して答申していただくという部分があったと思うのですけれども、今、すべてのカテゴリA案件については諮問・答申という手続になっていて、先ほどのところとともに、助言を行うところと使い分けは今されていないわけですが。

○原科座長 私は、基本的には委員会に案件がかかるのだから、議論した内容をきちんとまとめて助言の結論の内容を明確に文書化する、まさに公文書をきちんとつくる、そして管理するということがポイントだと思いますから、そこが満たされればいいのだと思います。皆さんもおおむね同じようなお考えだと思いますから、そのところを確認できればいいと思います。私は、結局もとへ戻りますけれども、4ページの13番、原案でいいことになってしまいました。「環境社会配慮助言委員会」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会のことをいう」と。そして助言の内容はきちんと記録を残して保管して公表してやる。そういうことにいたしましょうか。そうすると13番はもとに戻りますね。

そして、7ページですね。「審査諮問機関」という言葉は要りませんので、これも1.10でいいことになりますね。「審査諮問機関」という言葉が消えた以上、これは要らないですね。

そういうことになりまして、11ページ、「審査諮問機関」ではなくて「環境社会配慮助言委員会による助言」で、その中身としましては、全体ですから助言はすべてあるので、これは別案でいっていいのかな、今の議論でいくと。12ページ、「準備段階では環境社会配慮面での助言を行い、環境レビュー段階とモニタリング段階では報告を受け、必要な場合に助言を行う」としましょうか。

○事務局（天田） 全体というところは、まさに以前から御議論がございましたように、別にレビューで終わるものではなくて、準備から始まり、モニタリング等も含めて一連の流れの中でという御議論だったところだと理解しております。その中で、この1のところでもまさに環境レビュー段階のところをどういう形で扱うかということにつきましては、別案ではない、私ども事務局案の方につきましても、そこは環境レビュー結果、モニタリング結果について記載させていただいておりますので、そのあたり、どういうところで原案と別案のところですり合わせをした方がよろしいのかというのは幾つかオプションはあるのかなと思うのですけれども。

○原科座長 これは、今の議論で言えば「助言」という言葉がキーワードになるのです。むしろ環境レビュー段階とモニタリング段階で助言すると明確に書かないとおかしくなると思いますよ。「助言委員会」という言葉にこだわったわけですからね。だから、これは別案でいったらいいと思います。きょうの御議論はそういうことだと思います。説明を受けるだけでは助言できないですから。それでいきましょう。いいですね。きょうの議論を総括すればそうなりますよ。

○事務局（天田） このまさに環境レビューのところでございますけれども、協力準備調査をやりまして、そこから環境レビューになり、実際に案件が動いていくという一連の流れがございます。この中で、前回の議論の繰り返しになってしまって恐縮ではございますけれども、基本的には協力準備調査報告書——先ほど、スコーピングのところは上流過ぎてなかなかそこの助言は具体的にならないという御指摘がございましたが、ここは…

○原科座長 具体的にならないといっても、スコーピング段階の助言の内容はスコーピングに対する助言だから、それに関しては助言できますね。ただ、その先の話は当然できな

いということですよ。

○事務局（天田） スコーピング段階で御助言を受けましたところを踏まえてのスコーピングに基づいて、協力準備調査、実際に環境社会配慮の調査が行われまして、その環境社会配慮の調査結果を協力準備調査報告書の形で御報告、また御説明させていただいて、そこで御助言をいただくというプロセスが想定されているわけですが、それでも、それを踏まえた形での環境レビューになってまいりますので、その環境レビューのところで、改めて意思決定の前に御助言いただくというところは必要ないのではないかと考えているのですけれども。

○原科座長 そうするとさっきの議論と変わってしまうじゃないですか。レビュー段階でも助言は必要だということを申し上げていて、その場合、おっしゃるように、多くの場合はそこまでやらなくても済むかもしれないということを考えたので、「必要な場合に」とわざわざ書いているのです。もしそれがなければ、「必要な場合に」と書き分けなくて、準備段階、環境レビュー及びモニタリング段階において助言を行うでいいんですよ。本来はね。わざわざ書き分けたのは、おっしゃるようなことがあるので、「必要な場合に」とわざわざ書いたんですよ。それを配慮した上での表現です。

○中山委員 やはりこれは違いますね。アジ銀でも世銀でもこういうシステムは持っていないわけですよ。案件決定のときにこういう助言委員会が答えをある程度出すことになるんですよ。環境レビューのときに。それはやはり慎重にやるべきという気がするのです。今回、JICAはかなりいろいろな検討をして前向きになって、いいガイドラインをつくっているんですよ。先生がおっしゃるのはまさしく理想論ではございます。間違っていないです。ただ、本当にこれができるかという話で、何回も言うように、やはり体力と精神力が続くかなと思うのですけれども、その辺が変なものになってしまうと、逆にガイドラインの文言だけが立派なものになってしまうというのを私は心配しています。JICAさんに失礼ですけど。これは大変な努力が必要です。先生は簡単に言いますが、裏側を見ていないからですよ。これは大変です。コンサルさんと事務局が、根回しをする。それはやはり委員会があるものに対して簡単にJICAのような公的組織はうんと言わないですよ。

○原科座長 私はもたくさんの委員会をやってきましたから、そんなのはわかっていますよ、裏側は。わからないで言うわけがないでしょう。それをわかっているとおっしゃる方がおかしいと思いますよ。

- 中山委員 わかっているのなら、もう少し違うじゃないですか。
- 原科座長 だから、これは日本で普通にやっていることをやっているんですよ。
- 中山委員 違いますよ、先生、日本ではやっていないと先ほど環境省云々の発言があったじゃないですか。
- 原科座長 いや、それは意味が違う。環境省のは。私が申し上げたのは……
- 中山委員 私は知っていますよ。日本ではやっていませんよ。
- 原科座長 環境社会配慮をしっかりとやるということを考えて、これは基本だと思いますよ。しかもここで「必要に応じて」と言っているわけで、協力準備調査段階で……
- 中山委員 いや、日本でやっているということはないと思います。少なくとも都道府県ではやっていません。
- 原科座長 委員会運営に関してちゃんとやるというのは、同じことをやっていますよ。
- 中山委員 委員会ではやっているけれども。環境ということはやっているかもしれないけれども。
- 原科座長 それから、世銀やアジア銀でやっていないとおっしゃったけれども、ちゃんと部局が置かれて審査していますよ。環境社会配慮をやっていないところはありませんよ。しかも、世界銀行とかアジア銀行は後で理事会のチェックが入るので緊張感があってできるわけです。それだけの資源投入をしていますからね。人材も多いし、資源投入をやっているわけですよ。日本はそれが弱いわけでしょう。だから委員会でサポートするわけです。委員会を設けるといのは、それをサポートするためですよ。それだけ人員配置ができないわけですから。それが日本の工夫でしょう。そういうことを踏まえた上で言っているのです。逆になかったらどうなりますか。それを考えていただきたいですよ。
- 中山委員 上流でやるということは前進だと思います。
- では、そこまで言うのだったら、環境レビューのところでもやってもらいたかったですね。
- 原科座長 確認段階でやるわけですから、上流でやっておけば……
- 中山委員 そういうことを言われるのなら、環境レビューの段階でやるということにした方が。今から逆転して、せつかく今まで実施して頂いた議論がおかしくなってしまうかもしれません。
- 原科座長 それでしたら、プロセスにおいていろいろ支援してよくしていくということのファンクションは相当そがれてしまう。
- 中山委員 一番大事なのは、上流でやるということは大事だと思います。

○原科座長　そうですよ。だからこれは分けて書いてあるんですよ。ほとんど協力準備調査でうまくいってれば、次の段階では確認ですから。「必要に応じて」というのはそういうことですよ。

○事務局（天田）　上流でそこをやっていくと、これが重要だということはこれまでずっと御議論いただいてきたところでございます、それを踏まえて、協力準備調査のところ、それから協力準備調査をやっていない案件、前回の委員会的时候にたしか千吉良委員からだったと思いますけれども、ここをどううまくやっていくかというところは工夫が必要だろうという御指摘がございました。ここにつきましては、プロセスでいきますと、環境レビューの前に御助言をいただいて、それを踏まえてきちんと環境レビューをしていくということが、これまで御議論いただいていた、手戻りなくきちんと手続を踏んで、環境社会配慮を適切に行いつつ案件の確認をしていく上で必要だと考えてございます。それを大前提として、改めてレビューの後で御助言をいただくプロセスを1段階設ける必要があるのかというところなのですけれども。

○原科座長　レビューの後のところというのはどういう意味ですか。レビューが終わってからのという意味ですか。

○事務局（天田）　レビューを実際に行って、私どもが意思決定をする段階でございます。

○原科座長　その直前ですよ。助言は意思決定の前にやる。最終的にはJICAが判断されるわけだから。あくまでも判断のための助言です。

○中山委員　先生、それは違うと思います。意思決定のときに環境だけ配慮して意思決定していいのですか。それは違いますね。

○原科座長　いや、そんなふうに言っていませんよ。意思決定の前の段階で助言するしかないでしょう。

○中山委員　助言委員会が意思決定の機関みたいになってしまうような気がします。環境配慮だけではなくて、財政とか他のいろいろなことがあるわけだから。

○原科座長　いや、そんなことはありません。意思決定の前の段階でレビュー……

○中山委員　ちょっと私はわかりません。納得しがたいですね。

○原科座長　全く間違ったことをおっしゃっていますよ。意思決定の前の段階で……

○中山委員　環境社会配慮だけでやっていいんでしょうか。

○原科座長　だからそんなふうに言っていませんよ。意思決定は環境社会配慮だけで終わらないからこそ、事前に環境社会配慮の助言をしないと意味がないじゃないですか。

- 中山委員 だから事前にやるんじゃないですか。
- 原科座長 協力準備調査段階と実際の融資段階はまるで段階が違うじゃないですか。その段階でどうして助言してはいけないのですか。
- 中山委員 助言するなど言っているのではなくて……
- 原科座長 助言するわけでしょう。
- 中山委員 助言すると J I C A の対応が大変だということで、例えば案件を絞り込むとか、そういう話が先生から出てこないから、全部委員会にかけるといふのなら、それは無理じゃないですかと私は非常に実務的に言っている話ですけど。全然合っていないですよ。
- 原科座長 全部かけるなんて一言も言っていない。スクリーニングプロセスもシステムに入っていますから、最初からスクリーニングして絞っていますよ。
- 中山委員 いや、ちょっと納得いかないですね。
- 原科座長 全部やるなんて一言も言っていないし、このシステムは、中山さん御存じのように、そもそもスクリーニングしますから、A、B、C のカテゴライズをした上でですよ。
- 中山委員 カテゴリ A だけでもかなりあります。だから私は言っているんです。
- 原科座長 だからといって環境社会配慮をきちんとやらなかったら、後で困りますよ。それでよろしいかということですよ。
- 中山委員 ただ、カテゴリ A で問題になるようなものがたくさんあるとは私には思えませんけれど。現に今まで問題になっていないじゃないですか。
- 原科座長 その場合には、必要がなければ助言は……
- 中山委員 いや、助言がというのではなくて。
- 原科座長 だから報告を受けただけで終わりますよ。
- 中山委員 先ほど村山先生が、今まで否ということはないとおっしゃっていましたね。
- 原科座長 そうですよ。否ということがないということは、意思決定をしているわけではないのです。あくまでも助言なんですよ。否があれば意思決定に強く関係します。だけどそうではなくて、これはあくまで助言なのですから、そのことを村山先生は言ったわけですよ。
- 中山委員 私はどうも納得いきませんね。何か世界に先駆けて環境社会配慮だけでばーっとしたものをつくったということを先生は言いたいのかなという気がして、ちょっと失礼なことを言ったのですけれどね。

○原科座長 大変失礼ですね、それは。私は環境社会配慮だけでものを決めるなんて一言も言っておりません。当たり前でしょう。当然じゃないですか。

○中山委員 いや、結果的にそうなると思いますよ。

○原科座長 環境社会配慮と他の比較考量をして、ものを決めるのは当たり前です。だから意思決定の前なのです。意思決定の前の段階で、環境社会配慮にどのような……

○中山委員 それは意思決定に反映してしまうじゃないですか。どうしたって反映しますよ、それは。

○原科座長 それでは反映しないのですか。環境社会配慮の結果を反映しないというのは、それはおかしいじゃないですか。

○中山委員 ちょっと気になりますね。

○原科座長 私も気になりますね。

○中山委員 そういう大きな事をガイドラインでやると非常につらいですね。そういうガイドラインをつくるというふうに一委員名でサインするというのは。

○事務局（天田） いろいろ中山委員から、まさに私どもがどのようにきちんとオペレーションをやっているかという観点で御心配をおかけいたしまして、申しわけございませぬ。我々としてきちんと、限られたリソースではございますけれども、私どもが考えなければいけないところは環境社会配慮だけではないわけですが、当然環境社会配慮も含めた上で適切な対応をとっていくわけでございます。その中で、おっしゃられたところで、段階を追って環境社会配慮面の御助言をいただいてやってまいります。

前回も御議論ございましたところですが、協力準備調査の報告書のところになってまいりますと、ここで環境社会配慮調査でございますね。ここのが終わった結果を御説明申し上げて御助言をいただいているわけでございますので、JICAとしてはそこでの御助言を踏まえて環境レビューを実際に行わせていただきます。また、協力準備調査を行っていない案件であれば、環境レビューの前に御助言をいただくような形にさせていただければ、それを踏まえて環境レビューを行うということになってまいります。そうしますと、いただいた御助言を踏まえてJICAとしてのレビューを行い、それを組織トップにも報告してJICAが意思決定を行うということでございますので、御指摘いただいておりますような、外部からの助言を踏まえてJICAとして判断していくべきではないかというところは十分に踏まえた形になっているのではないかなと思うのです。

それと、何回も繰り返しやればやるほど念には念を押ししているだろうというところはあ

るのかもしれませんが、そこは今度は別な観点、合理化なり迅速化なりといった面もございまして、そのバランスを考えますと、今申し上げましたように、環境レビューより前のところで御助言をいただいて、それを踏まえて私どもがレビューを行い組織としての決定をさせていただくという場合には、十分に外部の知見を活用させていただいて、環境社会配慮面を含めたプロジェクトに関する意思決定をさせていただいているというたてつけになるのではないかなと考えている次第でございます。

○中山委員 JICAが本当にこれができるということであれば——済みません、私は、今まで、外務省も含めて日本のODAの実施というのはかなりボランティア的なところに頼っているところが多いと思うのです。実際、技術協力から始まって、我々が実施している無償の話もそうだし、有償の相手国もありますけれども、そういったところは皆さんの御理解でやっている部分があると思うのです。例えば、そういうのをできると言っていて、コンサルさんに金額面でしわ寄せが行ったり、先生方に業務量でしわ寄せが行ったり、私はそういうことを非常に危惧しているから申し上げているんですよ。議事録に残したいのです。いや、公開されるのでこんな品のないことを私は言いたくないですよ。ただ、本当に格好いいことを言って後で困るのは、委員の先生方、皆さん方になるのです。そこを私は言いたかった。だから、私は先生の意見には反対です。そういうことを議事録に残してください。あとは皆さん方に決めていただきたいと思います。これについては、私はJICAの意見に賛成です。

済みません、もうちょっと冷静に言えればいいのですけれども、私は本当に今まで現場で体験して嫌というほど思っているのを申し上げているのです。済みませんでした。

○原科座長 ということは、環境レビュー前は説明を聞くだけでいいというお考えですか。

○中山委員 私はいいと思いますね。その前に十分にやっていますので。

○原科座長 説明を聞いて問題があった場合に助言をしてはいけません。

○中山委員 助言は一番初めにやっているわけですから、いいと思いますよ。

○原科座長 いや、その段階で説明を聞いて問題があったら、当然助言するでしょう。そのことを言っているんですよ。だから、中山さんがおっしゃることとそんなに食い違いは大きくないと思うのです。説明を聞いた段階で、必要があれば助言をするのは当然のことだと思います。だから「必要があれば」と書いてあるのです。

どうぞ、高梨委員。

○高梨委員 事務局に確認した方がいいと思うのですけれども、環境レビュー前には一応

一通りのE I Aレポートを含め全部のものが公開されて、そこで必要ならば助言をもらうような機会はあるのではないですか。環境レビュー前にはね。私もJ I C Aさんに同情するところがあるのは、その後に、要するにアプレイザルのミッションを出した後に、その結果をまた報告しなさい、必要ならそこでまた助言をしますということが先生のあれから出てくると、例えば審査会で1週間前にそういう話をした後、J I C Aで行ったミッションがしっかりそのとおりにやったかどうかというのをまた報告させて、やってないじゃないかというところまでやるのはちょっとどうかなと。そこはやはり実施機関であるJ I C Aさんに責任を持ってもらう、それこそオーナーシップでやってもらって、その後、例えばその機会に助言する機会がなくても、今度いよいよ実施に入ればいろいろな形でまだまだできるんですよ。

○原科座長 モニタリング段階がありますからね。

○高梨委員 ですから、環境レビューミッションが行った後にすぐまた審査会を開いて、そこでまた助言をしたいということがちょっと引っかかっていることだと思って、そこはJ I C Aさんを信頼してはどうかと私は思います。そこでまた審査会を開いて、私たちが助言したとおりにしっかり現地調査して向こう側と話してきたのかということまで細かくチェックするということは、実施機関にもうちょっと責任を持ってもらうべきだと思うのです。

○J I C A (岡崎) 今の高梨委員の御発言は、我々の置かれている状況を踏まえて賛成していただいたのだと思うのですが、先ほど天田も申し上げましたけれども、非常にわかりやすい例で申し上げますと、協力準備調査のところはとりあえず置いておいて、円借款案件を環境レビューする場合を前提に考えると、協力準備調査をやっていないわけですから、そもそもこれがどういう案件かということを委員会で説明するわけです。そうすると、そういう案件を取り上げるのであればこういうことを注意しろとか、こういうことはちゃんと調べろということで助言をいただき、その助言を踏まえて我々は環境レビューのプロセスを行うわけです。我々の考えでは、そこから先はJ I C Aを信頼していただきたい。まさに高梨委員がおっしゃった部分です。環境レビューをやった結果、J I C AがJ I C Aの判断だけで物事を決めるのであれば、いろいろな御心配はあると思います。ただ、J I C Aは実施機関です。J I C Aが意思決定したら円借款が供与できるかといったら、できません。我々は、今度はJ I C Aの監督機関、あるいは株主と言ってもいいと思いますが、日本政府に報告するわけです。当然日本政府からは、こういう時代ですから、こうい

う案件だったら環境社会配慮はどうなっているのだ、委員会でどういう指摘があって、それはどう考えているのだということで、JICAの理事長が決裁した後でも、今度は日本政府の了解を得るために我々は説明するわけです。そして日本政府の了解を得て初めて円借款を供与することができるわけです。ですから、いただいた助言をそのまま聞き流すということはありません。いただいた助言を踏まえてやってきたプロセスの中で、以降のところはJICAを御信頼いただきたいし、それはJICAだけで自由にできるものでもないということをお理解いただきたい。最終的に意思決定をして日本政府がE/Nを結び、JICAがL/Aを結んで、あとは、意思決定のプロセスを含めて、その結果についてはすべて情報公開しますので、そこで日本政府にもJICAにも説明責任が発生するのだというように理解しています。

○原科座長 環境レビュー段階という中身の問題で、環境レビュー段階にもいろいろな段階があると思います。スターティングポイントというのがありますね。そういう意味では結構似たようなイメージはあるのですけれども、ただ、環境レビュー段階でファイナルステージで、最後の段階で、いろいろ解釈がありますからね。だから、その辺はこの表現ではあいまいなところがあるかもしれませんけれども。

○JICA(岡崎) 先生、ここはJICAとしての意思決定の部分とか、日本政府とかの関係もありますので、今ここで議論をしても。いろいろな御意見をいただきましたので、我々は我々で考えますし、今後の検討の問題もあるので、きょうはここはこれで止めて、残された時間で清水委員や満田委員のお話をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。それがまた次回になってしまうと、そのことを踏まえた議論はまたその次に行ってしまう。きょうはいろいろな御意見をいただきましたので、我々の方でも考えますし、日本政府とも相談しますが、とりあえずここは止めて、少なくともきょうは満田さんや清水さんからの問題提起はいただきたいのです。それをやらずに終わってしまうともったいないので。

○原科座長 12時20分になりましたので、そうですね。これは中山委員からも大変強い懸念が示されましたし、私もいろいろ考えますので、この件はもうちょっと慎重にいきたいと思います。ただ、環境レビューの段階で説明だけというのはどうかと思いますので、当然助言だと思いますが、その辺はいろいろな解釈が生まれてしまうとまずいと思いますから、これはさらに慎重に検討したいと思います。このところはペンディングにしましょう。そのようなことでよろしいでしょうか。

それでは、もう1つ、満田委員、清水委員から出された件に関して。

○清水委員 前回提案させていただきました提言のうちの鉱山開発の周辺インフラに関する整備についてです。

これについては、私たちの問題意識として、もともと鉱山開発の新しく出てきたスキームから問題意識を発して提案させていただいたというプロセスがあったのですが、このガイドラインにそれを盛り込むときに、私たちとしてはまず一般化しなくてはならないということ、それから、何か本体事業があって、その周辺の事業に対してJICAが支援するということは何も鉱山開発に限ったことではなく、例えばダムと送電線の関係でありますとか、石炭火力発電所と道路でありますとか、そういった幅広い問題というふうに考え直しました。

それを前提に、提案といたしましては、別紙1の「検討する影響の範囲」のところ、ページ数で言うと30ページの一番上の四角の2になります。今の文言ですと、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」と書いてあるわけですが、この「累積的影響」というところに「不可分の事業の影響」という言葉を追加で入れてはどうかと思いました。恐らく運用上は、本体事業の建設とのタイミングでありますとか位置関係等考慮して、それから本体事業と当該事業との関連性を考慮してこの「合理的と考えられる範囲内で」というところは決めていくのだろうと考えております。いかがでしょうか。

○原科座長 今のところは30ページですね。上の方の2ですね。「二次的な影響、累積的影響及び」とは。「不可分の事業の影響」という表現ですね。

○清水委員 はい。

○満田委員 念のため補足させていただきますと、もう1カ所関係する箇所がございます、10ページ目によく似た箇所が本文でも書かれています。2.3「環境社会配慮の項目」の2です。「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず」というところに、今、清水委員から御提案のあった「不可分の事業の影響」と。心としては、清水委員が例を挙げたように、関連する事業を考えねばならないこともあろうと。私が承知している限り、JICAさんは関連する事業についても必要に応じて検討対象としていると思っているのですが、何でここに入れたかという、先取りして、JICAさんが限界があるよと必ずや反論されると思っているのです。要は、関連する事業とい

ってもどこまで広げていいのか、それは常識的に考えてケース・バイ・ケースであろうとは私たちも考えているところです。とはいうものの、合理的に考えてこれは一体の事業であろうというときには事業の全体像を見ましようねという意味で、あえて、「合理的と考えられる範囲内」というまくら言葉がついている、「派生的」とか「二次的」とか書いてあるこの一連の中で、一体と考えられる事業については全体を見て環境社会配慮しましょうという意図なのですが、その文言を入れられないかという提案でございます。

○JICA（岡崎） 問題意識は非常によくわかります。私はもともとJBICにいました、JBICで資源ファイナンスの課長をやって、その後OECDの交渉の担当をやったので、鉱山の周辺インフラのプロジェクトの難しさとか、国際的に何が議論になるのかということも含めてお話したいと思います。今回、日本政府は周辺インフラをやりますと。鉱山プロジェクトそのものをやるとは言っていません。というのは、資源のプロジェクトそのものは基本的に今はもう民間の資源メジャーなんかやることが非常に多くて、そこから日本が資源を確保するために政策的に後押しできるのは周辺インフラだろうということです。ケース・バイ・ケースでと言わざるを得ないだろうと先取りして言われてしまっているのですが、例えば、ある山の開発があります、そこから日本に輸出するために今ある港をもっと拡張しましょうというプロジェクトがあって、その港が山側のための港ではないという場合と、途上国なんかで港を拡張するというのは、山の輸出のためだけではなくて、観光の船も出入りするし、商業用の船の出入りもするし、そういうものをお手伝いしましょう、その港の拡張をしますと。その港の一ユーザーにすぎない山の開発のプロジェクトがあると、それをどうするかというわけですね。そのときに、港の拡張をお手伝いしても、本当に山で何か問題が起きたときに、専用の港であればかなりレバレッジが利きます。ところが、一般に使われてる港をちょっと増強しますとか、そういうときに一ユーザーにしかすぎない鉱山の会社に働きかけて、わかりましたと言ってくれるかどうかという問題になります。

それから、OECDで、これはJBICの世界の話ですけれども、輸出信用の世界で、例えば日本の商社が建機を輸出します。その建機は山で使われるけれども、その山で起きている環境社会配慮を建機メーカーに求めて、単にトレードで建機を売るにしかすぎない、その買う人に対して建機メーカーがどこまで影響力を行使できるかという、すぐれて個々のプロジェクトの対応に応じてやれることは限られていて、その上でファイナンスがどこまでやれるのかということがあるのです。

ですから、御指摘の点、なるべくそういうことを幅広く見ていこうという考え方は理解できますし、我々もそうあるべきだと思いますけれども、一方で、余りそれを条件づけられても、影響力が行使できないところで幾ら言ってみても、結局それは日本として援助できないとか、あるいはビジネスチャンスを失うことになってしまうので、そういうことも踏まえて検討すべきではないかなと思います。

○清水委員 ありがとうございます。

今、鉱山と港の例が出ましたけれども、港をつくるときにほかの人たちも裨益する、現地の市民の人たちも裨益するというような場合もあるかと思えますけれども、本来そこで鉱山開発をやらないのであればその港湾は必要なかったという場合もあると思うのです。そういう場合に本当にその鉱山を見なくてもいいのですかということにもととの問題意識がございましたので、私の中では、岡崎さんが御懸念されているような、例えばほかのユーザーがいる場合はどうかという場合もありますけれども、そこまで考えているわけではなく、「不可分の事業の影響」と提案させていただいていますけれども、その「不可分」の意味するところは、私は、本体事業がなければその事業がないという問題意識を持って提案しております。

○原科座長 高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 これは質問なのですが、不可分、要するに今までのプロジェクトというのはいろいろな意味でそういう関係したプロジェクトが随分多いのです。東南アジアなんかみんなそうですけれども、ラムチャバンの港湾なんて、後背地をどうするかということで、いろいろなプロジェクトとの関連で本当に不可分の関係のものがあつたわけです。ただ、今御指摘になったように今度は民間投資との連携ということになると、今のお話みたいに山の開発があつて、それを不可分のプロジェクトとして考えたときに、JICAの環境社会配慮調査で民間の鉱山プロジェクトの環境社会配慮をやるべきだということを言っているのですか。その辺を教えてもらえますか。

○満田委員 今の高梨委員の御質問プラス御懸念も入っていますし、岡崎部長の言われた具体的な事例と懸念というのは全く私たちも共有しているつもりなのです。要はどこまで見るのかということなのです。それから範囲と程度という問題もあると思います。だからこそあえて提案としては、すごくかたく、こういう場合はこうせねばならぬということではなくて、スコープの中に、合理的と考えられる範囲内ということ、こういうものも本来的にはなくてはならないけれども、ただしケース・バイ・ケースですねということが

書き連ねてある中に入れたらいかがかという提案なのです。

これは本当にその案件が出てきたときに考えるしかない問題かなと私は実は考えておりまして、運用の中で見ていくしかないのではないかと私自身思っているところなので、文言については私たちの提案を踏まえて、ぜひ事務局に御検討いただきたいですし、高梨委員の言われていることはある意味永遠の議論の種になるようなことではあり、必要であれば次回もうちょっと詰めた議論をした方がいいのかなと考えています。

○原科座長 「不可分の」という中身は本当にケース・バイ・ケースだと思いますが、そういう点も配慮しましょうと。合理的な範囲内というのがありますので、合理的と考えられる範囲内で、不可分と思われる、そういう事業の影響も含むというようなことを加えてはいかがでしょうかという御提案です。

山浦委員、どうぞ。

○山浦委員 ありがとうございます。

今回の議論のもとになった新聞記事には、経済産業省が実施している総合資源エネルギー調査会の鉱業分科会での議論の様子が描かれているのですが、この分科会で話された内容というのは、要するに我が国の産業競争力を支えるために必要なレアメタル、レアアースをいかに安定的に確保していくかという観点からの話であり、レアメタルの確保戦略を定めようという流れの中で出てきた議論でございます。要するに、レアメタル、レアアースを取るためには、これから開発しようとしている鉱山の周辺のインフラをODAなどを使って整備していくことが必要ですということですので、多分、一体不可分というところは、我々の側からすると、非常に限定された、つまりほとんど鉱山開発の用に供するのみに使われるようなものに限定されるのかなと思っておりますけれども、そういった開発に必要なに応じてODAを使っていきましょうということです。裏を返せば、鉱山の開発が環境に悪影響を及ぼすことがあらかじめわかっているにもかかわらずODAを供することはいかなものかということであると思っております。ここはJICAさんだけではなくて、我が国政府も考えるべき問題であると思っております。つまり、鉱山開発を実施している企業に対して、当該事業の変更をJICAさんが要求できない場合であっても、日本国政府の立場から言えることはある。特に鉱山の開発会社が我が国の企業である場合には、言うべきはJICAさんというよりはむしろ我々政府の側ではないかなと思っております。

したがって、例えば鉱山の開発計画の変更が必要であるという場合、JICAさんももちろんのこと、政府としても、そこはいかなものかというようなことは申し上げる

べきかと思えます。また、我々からの要請に対して我が国の鉱山開発会社が従わない場合には、政府の側として、その案件については、例えば中止ということも含めた検討を行うべきではないかなと思えます。これは我が国の政府としてやるべきことかなと思っております。

あと、今しがた申し上げましたレアメタルの確保戦略の本文には、「資源国からニーズの強い資源探査技術とか、資源開発に伴う環境保全の協力というものは、我が国が強みを生かして、それからほかの国とは異なる取り組みが可能な分野であるので積極的に取り組むべきである」というような文言もあります。そのものずばりというわけではないのですが、レアメタル、レアアースの確保に当たって、そういう環境保全というものは我が国は強いですから、そこは積極的にやりましょうという言葉は書いてありますので、御参考までに申し上げさせていただきたいと思えます。

○原科座長 ありがとうございます。

時間が10分ほど超過してしまいましたので、そろそろ切り上げたいと思えますが、今の件はよろしいですか。

○満田委員 御検討いただけるということでよろしいのでしょうか。

○原科座長 ちょっと取りまとめをしたいと思えます。

今のようなことで、「不可分の事業」みたいな表現でそういったことも配慮の対象に——「不可分」の定義はケース・バイ・ケースですけれども、そういうことにも配慮するというような表現を加えるということで検討していただいたらいいですか。

○事務局（渡辺） 検討させていただきますけれども、基本的にプロジェクトというのはほかのことと不可分に行われるというのが実態でして、つまり、港ができればそれにつながる道路が必要、あるいは衛星都市ができればそれにつながる道路が必要ということで、基本的にプロジェクトはほかのものと不可分で、つまり何かがあるからプロジェクトのニーズが生じるという関係にあるわけですので、そういう意味で、現状よりさらに何が必要かというのがよくわからないでいるということがございます。

○原科座長 では、今の点、どうぞ。

○満田委員 済みません。時間が延びている中なのですが。

不可分として私たちが考えているのは、先ほど清水委員から御説明させていただいております。この鉱山があるからこの港を整備するというのは、明らかに1つの効果の発現ですね。鉱物資源を採取して、それを運び出すという効果を持って建設されている港とい

うふうに私たちは念頭に置いておりますが、とはいうものの、鉱山とインフラの関係のみならず、それはほかにもあるだろうと。要は、先ほど来繰り返させていただいているようにケース・バイ・ケースの判断にならざるを得ないので、ここが一番薄いといえますか、合理的な範囲内というまくら言葉がついた一連の言葉の中で見るということが提案でございます。

○原科座長 そのようなことでどうでしょう。御検討いただくということによろしいですか。

○事務局（杉本） 今御意見をいただいた委員の方と別の打ち合わせも含めて検討させていただきます。

○原科座長 では、そういうことにいたしましょう。

ほかにございますでしょうか。——よろしいですか。

それでは、きょうの議論はここまでにいたしまして、若干詰めることが残りましたけれども、それはまた事務局と関係者、私もそうなりますけれども、そういうことで進めたいと思います。きょうはここまでにいたしましょう。

（２）第２８回委員会について

○原科座長 次回はどのようになりましたでしょうか。

○事務局（上條） 今皆さんに御案内している日時はあるのですがけれども、残った課題が非常に大きい課題ですので、また御迷惑をかけてしまいますけれども、また別途御都合を聞いて連絡させていただくということによろしいでしょうか。

○原科座長 では、別途日程調整をお願いします。

○中山委員 ３日はなしですか。

○事務局（上條） ３日はなしです。

○原科座長 では、次回は改めて日程調整させていただいて、その間にいろいろ残った宿題を処理させていただきます。

きょうはここまでにいたします。どうもありがとうございました。

午後０時４３分 閉会